
平成23年第1回大和町議会定例会会議録

平成23年3月7日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会計課長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	佐々木 とみ江
班 長	瀬 戸 正 志		

【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 1 号 大和町住民生活に光をそそぐ基金条例」
- 日程第 3 「議案第 2 号 大和町交通安全指導員条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 「議案第 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 4 号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 5 号 大和町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部
を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 6 号 大和町特別会計条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 7 号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 8 号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を
廃止する条例」
- 日程第 10 「議案第 9 号 平成 22 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 10 号 平成 22 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」
- 日程第 12 「議案第 11 号 平成 22 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」
- 日程第 13 「議案第 12 号 平成 22 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 13 号 平成 22 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 14 号 平成 22 年度大和町老人保健特別会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 15 号 平成 22 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 16 号 平成 22 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 17 号 平成 22 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 18 号 平成 22 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 20 「議案第 19 号 平成 23 年度大和町一般会計予算」
- 日程第 21 「議案第 20 号 平成 23 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 22 「議案第 21 号 平成 23 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第 23 「議案第 22 号 平成 23 年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第 24 「議案第 23 号 平成 23 年度大和町吉田財産区特別会計予算」
- 日程第 25 「議案第 24 号 平成 23 年度大和町落合財産区特別会計予算」
- 日程第 26 「議案第 25 号 平成 23 年度大和町奨学事業特別会計予算」

- 日程第27「議案第26号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第28「議案第27号 平成23年度大和町下水道事業特別会計予算」
日程第29「議案第28号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
日程第30「議案第29号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
日程第31「議案第30号 平成23年度大和町水道事業会計予算」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番堀籠英雄君及び6番高平聡雄君を指名します。

日程第2「議案第1号 大和町住民生活に光をそそぐ基金条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第1号 大和町住民生活に光をそそぐ基金条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第2号 大和町交通安全指導員条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第2号 大和町交通安全指導員条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

この件に関してはどうしてこのようなことになったのか、その経緯をちょっとお話ししてください。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

おはようございます。

浅野議員のご質疑にお答え申し上げます。

職員のサービスの宣誓に関しましては、従来国の準則の形ですずっとサービスの宣誓書の様式を定めておりました。今回前段の説明でも申し上げましたんですが、大和町の町制55周年の一步を踏み出した、また新庁舎でのスタートを切ったというようなこと、さらには現在町の職員の町内・町外者の割合なんかを見ますと町外者の割合が約30%ぐらいになっている状況があります。改めて町の職員としての認識、自覚と大和町民に対する全体の奉仕者であるという使命感を再確認する意味で宣誓書の様式の部分に「大和町職員として」、また「大和町全体の奉仕者として」の部分をつけ加えたものであります。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

今の課長の答弁の中で町外・町内の割合があつたんですが、今現在の状態で何名ずつおりますか。教えてください。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

現在192名のうち町内者が130名、町外者が62名の状況であります。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第4号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第4号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第5号 大和町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の
一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第5号 大和町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

それではお伺いをします。

地方自治法の改正に沿った町の条例の一部改正というお話ですが、これは何を想定した町としての条例改正なのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

今回の改正の対象につきましては、従来は土地のみが貸し付けの対象でございました。行政財産の第三者への使用の方法といたしましては、行政財産の使用許可ということで特段本来の目的に支障がない場合は貸与することができる、使用の許可をすることができるということで行政処分になります。今回の場合は貸し付けですので、いわゆる民法上の貸し付けという位置づけになります。今回土地から建物まで範囲が広げられたという考え方の根底には、例えば庁舎等においても一部余裕スペースということではないんでしょうけれども、従来の本務に支障のない範囲という部分についても行政処分による貸し付け、使用許可ではなくて、その一部については普通財産としての貸し付けといいますか、行政財産を貸し付けるという形の範囲を広げるというものでございますので、大和町といたしましても建物部分としては庁舎あるいはそのほかに各種施設がございますけれど

も、そういった部分についてもそういった方法で貸し付けとして契約をすることが可能な部分があるのではないかとということで範囲を広げたものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

お伺いしたい趣旨の何を想定したものかというところには触れていただけなかったわけですが。これまでの土地、下地から上物までというふうに範囲を広げたということに沿った改正だということですが、この改正そのものは申し上げるまでもなく18年の改正ということで、それから相当の期間が経過して大和町としては改正に至っているということ。あわせてその当時を振り返ってみますと、副町長の設置あるいは当時の出納役であった収入役から会計管理者への移行というような、大きな地方自治の改革の中の位置づけでこの改正も含まれておったという状況でございます。ですから改正があったその時点で改正が速やかに行われるべきものだったのではないかとこの観点から、この機会におくればせながら改正が行われたということで、なおさらどういったことか具体の想定があったのかどうか改めてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

ご質問の中にござました自治法は平成18年に改正が行われていたということについては全くそのとおりでございます。今回の改正に当たりましては、18年時のそういった改正と同時に今回の条例も改正されておれば、いろいろな課題等があったものに対する対処という部分については多少範囲が広げられたのかなというふうな思いはいたしてございます。先ほどのご質問で具体的な対象はというところがございました。大和町におきましてもおのこの施設についてはどういった目的に使用するために建設をする

とかそういったことがあるわけでございますけれども、時間あるいは年の経過とともに状況が多少変わってくるといった中で、例えばひだまりの丘等においては庁舎に保健福祉課が移動いたしておりますので、そういったスペースの活用ということについては行政財産の使用許可で行うのか、あるいは財産の貸し付けとして行うのか、そういう選択肢の範囲は広げられたというふうに思っております。今回の部分につきましてもそういった要素を含めて範囲を広げるという意味合いで改正をいたしたものでございます。自身といたしましては、今回改正をするということについては多少遅れがあったのかなという部分でそのように反省をいたしております。以上でございます。

議長　長　（大須賀　啓君）
6番高平聡雄君。

6番　（高平聡雄君）

わかりました。時代に即して、あるいは使用の変化に即した対応というようなことでありますので、速やかな今回の成立を期すべきだろうというふうに思います。

あわせてお伺いをしますが、例えば、具体的に申しますと現在N T T吉岡の旧局跡、大和町として公社に言ってみればまた貸しをしているような状況になっておるわけでありましてね。これはこの法律改正と直接関係するような町の財産ではないわけでありまして、こういったものの取り扱いについても今言ったように町が一たん借りたものを町の関係する第三セクターに一部使用許可というような形で貸しているというような状況も散見されるようでありますので、この際そういったものも整理なさるべきではないかというふうに思うのでありますが、課長の所見を伺いたいというふうに思います。

議長　長　（大須賀　啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

よその組織等が所有いたしております財産を町が借り受けるということにつきましては、使用目的がこれこれのものでお借りするという形での契約がなされるのが一般的かと思えます。その契約の内容にはその使用目的に沿った形での使用あるいは当初から関連機関が使用する部分も想定した中でお借りするといったような内容での協議がなされているのであれば、そういった内容も含めて契約書の内容に記載されるところがあるかと思えます。ただ、原則的には直接貸与者が使用するというのが一般的なものなのかと思えます。NTTの施設についてはご意見がございましたような状況がございますので、NTTさんとは1回お話をする機会がありまして、その部分は当初からそういった部分も含めての対応であったということでご了解をいただいております。ただ、今後そういったことが起きないように対応はするつもりでございますけれども、以前のもの等で何かそういった状況があれば、その辺はスタートの段階からつまびらかにしまして真摯に協議をして対応するというのが必要かと思っております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第6号 大和町特別会計条例の一部を改正する条例」

議長 （大須賀 啓君）

日程第7、議案第6号 大和町特別会計条例の一部を改正する条例を議

題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第8「議案第7号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例」**

議 長 （大須賀 啓君）

日程第8、議案第7号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第8号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を
廃止する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第8号 大和町企業立地及び早期操業を促進する条例を
廃止する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入
ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第9号 平成22年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第9号 平成22年度大和町一般会計補正予算を議題とし
ます。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入
ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

おはようございます。

それでは、事項別明細書の11ページの2目の文書広報費の19節の負担金
補助及び交付金の補助金についてお伺いいたします。

この補助金につきましてはふるさとコマーシャル制作費10万円の減額に

なっております。この減額につきましては22年度は応募しなかったための減額なのかどうかお伺いいたします。もし応募しなかったための減額だとしたらその理由、どうして応募できなかったのか。それからこの事業は2002年から始まりまして10年度で9回目だったんですけれども、そのうち本町としては何回応募したのかお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

堀籠議員のご質問にお答え申し上げます。

ふるさとCMの制作チームへの応募の状況でありましたが、残念ながら応募はございませんでした。そのために減額といたしたものであります。また過去の応募状況がありますが、2回あったんじゃないかと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

結局は応募者がいなかったためにコマーシャルは制作できなかったということなんですけれども、その原因は何だと思えますか。これは2005年には「娘よ」で大和町はユーモア賞をいただいております。近年の状況を見ますと昨年は大崎市が大賞を受け取りまして、今年度は加美町が大賞、それから大衡村が審査員特別賞、利府町がアイデア賞、大崎市が演出賞と近隣町村で結構賞に入っているんです。宮城県で35市町村のうち27市町村がこのふるさとコマーシャル大賞に応募しているんですよ。大和町がこんな今の自分の町のいいところをアピールする本当にいい時期なのに、何でこれに応募できないのかなと思えます。それで何で応募者がいないのか、町の方でどういう働きをしているのかお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

応募の状況は先ほど申し上げたとおりですが、なかった状況でございました。広報紙とかお知らせ、申し込み等については募集をかけておりました。さらには昨年できたチームの方にもさらに今年度どうかというような働きかけもしていたところではありますが、残念ながらそれまでには至っていないような状況でございました。

議 長 （大須賀 啓君）

8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

声がけしていなかったんじゃないかと、これ東日本放送に出すまでの応募期間というのは8月1日から10月31日までの3カ月間あるわけなんですね。ですから新しい年に入ったらすぐにやはりこういうのは募集するべきだと思うんです。結局これを制作するのに時間もかかりますし、当然費用もかかるわけなんです。ここで10万円という予算を計上していますけれども、町をPRしてもらったたら10万じゃなくてももう少し上乗せして募集をかけたら制作してくれる団体とかも出てくると思うんです。それで、この賞に入った方々の動画がパソコンで見られるんです。ご存じですか。そうした場合に、ほかでは本当にいろいろなアイデアを出して自分たちの町をPRしているんですよ。ですからぜひ皆さんにもそれを見ていただいて、そしてアイデアをとって、そうして大和町も絶対これPRしていただきたいと思うんです。こんなに大事な時期に町をPRしない方法はないと思うんです。ぜひ来年、23年度は応募できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

大変貴重なご意見ありがとうございます。総務まちづくり課内部におきましても昨年、21年度の状況も踏まえて、残念ながら昨年の分は入賞はできなかったんですけれども、そういった部分も含めてどういった形がいいのかという内部検討も行ったところでございます。一つの方法としては各学校、中学校とか何かでもやっている市町村もあるようでありますので、学校の先生を中心とした子供たちへのそういった部分とか、特に大衡村なんかは一昨年そうであったような状況も踏まえておりますのでそういった働きかけ、さらにはもう一度、本町におきましても島田飴とか一昨年はそういった形でやったんですが、もう少し自然とか、今いろいろな方々に町の方においでいただいておりますのでそういったPR効果は大変大きいものだというふうに思っております。今年度は残念ながら応募がなかった状況でございましたが、23年度におきましてはそういった形で働きかけをさらに強めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

事項別明細書の17ページの4款衛生費の3目環境衛生費の中の水質検査、環境計画推進費が減額になっているんですけれども、今、エコファクトリー関係でしょうけれども、また小鶴沢の小西川の水質検査は何回やっているのか伺います。

あと、20ページの7款土木費2項の1目道路維持費のうちの除雪費が当初4,500万円とったのが足りなくて今度は2,000万円を追加ということなんですけれども、余りにも、ちょっと雪が表面に二、三センチ降っただけでも除雪が今出ているんですね。あれをまいて歩くんですね。それで真っ白になって、乾いたところまでまいて歩くということでもちょっと苦情が来ておりました。それで真っ白くなっているから雪かなと思ったら逆に融雪剤で真っ白になっていたと、何であんなにまいて歩くんだったということでむだじゃないかと。相当なこの除雪期、降雪の割には除雪費が余りにもかかっているんじゃないかというのがちょっとあったものですから、それもお聞かせ願います。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

エコファクトリーの水質調査の件でございますが、エコファクトリーに3社あるわけでございますけれども、その出口のところでそれぞれ3社とも2回実施しております。大体実施時期が毎年10月と2月か3月で、今回ちょうど2月にやった分はこの前調査が上がってきたところでありまして、あとそれから河川の水質調査の件でございます。小西川、ちょうど小鶴沢の小鶴沢橋というところがあるわけでございますけれども、そこで2回、5月と10月に水質調査をしてございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

除雪に関するご質問にお答えさせていただきます。

除雪につきましては市街地の場合は5センチ積雪、それ以外は10センチ積雪の場合は除雪に入ります。それから融雪の場合ですけれども、積雪によりまして凍結が心配される場合は融雪剤をまいておるわけでございますが、いずれにしましても通行の安全の確保のために行ったところでございますが、特に1月に除雪、融雪が集中してございます。異常寒波に見舞われた時期でございまして朝方の冷え込みが特段厳しいものが想定されておりまして、そのような状況から安全確保のために今回融雪にも力を入れて除雪作業を行ったところでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

水質検査、小西川の件が2回ということなんですけれども、今回このよ

うな騒ぎのあった中で、やはり3回ぐらいやって、その結果はちゃんと地域の方にお知らせしているのかな。その辺ちょっと聞くのもあれだけれども。そういう感じで地元でも不安がっておりますので、しっかりとその水質検査の結果を区長並びにその地区の役員の方々に説明しておかなければならないのかなといったことも考えられますので、その点も。

あとこの融雪剤、凍結の恐れがあるということで前日夜間まくと思うんですけれども、道路が、路面が濡れている、そういう関係ならわかるんだけれども乾いたところまで相当まいてあると。真っ白で、雪が降ったのかなと思ったら融雪剤だったというのが結構ことしあったんです、1月中。ですから予算は使い切ると思って頑張ったんでしょうけれども、それ頑張り過ぎて2月3月に降ったために足りなくなったということではないんですか、これ。余りにも除雪費が、降雪の割には。だから融雪剤とその除雪の割合は幾らぐらいどっちにかかっているのか。融雪剤を相当使っているようなんですけれども、その割合がわかったら。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

先ほどの小鶴沢の水質調査の結果について地元には知らせているのかということでございますけれども、河川調査は8河川13カ所で16回ほど調査をしておりますけれども各行政区の方には特段お知らせはしておらず、ホームページ上で見られるように公開をしておるところでございます。今回のような公社の不適切な散水がありましたので、この辺を考慮して区長さんの方を通じて報告してまいりたいと思います。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

融雪に関しては先ほど申しました形でございます、現場状況も把握しながら融雪に取り組んでいるところもありますし、また大和警察署の方が

ら危険が予想されるというようなことで出動要請があつて行つた場合もございます。特に大型車両の通行が多いところ、幹線道路についてはやはり安全を確保する必要があるだろうというようなことで重点的な融雪、除雪を行ったところでございます。それで現時点での除雪、融雪の経費でございますが、車道の除雪に関しては1,700万ほどかかってございます。融雪の方が2,800万ほどかかってございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

環境課長、ホームページホームページと言うけれども、ホームページを見ている方が何人いると思いますか、今。課長は得意ですぐホームページ見ればわかりますと言うけれども、私もやっていません、ホームページは見えていません。ですから一般の方なんか特に見ていないわけですから。幾らインターネットが普及しているといつても何割しかやっていないわけですからそういうようなものはちゃんとした文書等々で区長さん、またその地域にお知らせすることが大事かなと。ただやったからといってホームページに流してそれで終わりというのでは私は余りにも無責任だと思いますので、ホームページはホームページ、またその結果はその地域にきちんとするということで今後検討をお願いしたい。答弁はいいです。

あと都市建設課長、融雪剤が2,800万、やはり相当多いと思うんです。ただ、今、業者さんにとっては割り当てた分をやらなければならないというのが多分あると思うんですけれども、やはり状況を見てやっていかないと本当にむだな金をまいて歩くと同じような状況になると思うんです。ですから来年以降やはりこういうこともきちんとして話合つて、本当に雪が多い、本当に凍結して危ないというときならわかるんですけれども、乾いた路面にまで今まき散らして歩くような状況も見受けられますので、それをしっかりと今後の課題にしていただきたいと思います。答弁はいいです。終わります。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9番 (馬場久雄君)

2点お伺いします。

16ページのひだまりの丘管理費工事請負費なんですが、モニターの改修工事ということです。繰越明許で防犯カメラの改修工事となっておりますが、どの程度。今までももちろん既存のものがあったと思うんですが、どういったことで、利便性を図って改修をするものか。故障したということじゃなくて多分利便性を図っての改修だと思うんですが、その点ご説明を少しお願いいたします。

それから21ページの消防施設費の説明がありました工事請負費、貯水槽とポンプ庫3カ所。ポンプ庫3カ所というんですが、今回の補正でこの3カ所はどこどこに設置するのか。841万というふうな金額を聞いておりますが、それも加えてご説明いただきたいと思います。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 (瀬戸善春君)

お答えいたします。

ひだまりの丘の管理費部分のモニターの改修についてのお尋ねであります。現在モニターはアナログのモニターとカメラ、アナログを使っておりますが、それをいわゆるデジタル化ということで記録とか保存をコンパクトにやっていくというふうなことと、それからカメラを1台増設するというようなことで、現在ある4台のカメラを更新、それから1台を増設して5台にするというふうな内容で改修工事を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

馬場議員のご質問でございます。

まずポンプ庫の方でございますが、これは繰り越しでお願いしている部分であります。3カ所というのは宮床地区と吉田地区と落合地区の3カ所になります。予算的にはポンプ庫とホース掛けを含めた改築を予定しているものであります。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

9番馬場久雄君。

9番 （馬場久雄君）

モニターの方なんです、4台あったのを5台にするというようなことですね。実際どういった形で、危険が想定されるところにその防犯カメラが設置してあるのか。私もちょっと具体的にどういったところに設置してあるのかわからないんですが、そういった管理体制というか、それは職員の方がある程度モニターで管理なさっているのか、守衛さんみたいな方がなさっているのか、その辺もちょっと加えて説明いただければ。例えば転倒して危ないとか、例えば防犯上こういったものが必要だということで管理しているのか、その辺もちょっと加えて説明いただければ。

あとポンプ庫の方なんです、そうすると既存の、昨年配備したところのポンプ庫だというふうな考え方でよろしいんですね。今までは既に配置したところは山林警らとかやっているんですが、あるいは追加の場所も決定してそういうところにつけるといような考え方でいいのかどうか。

以上お願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

用途につきましては防犯上の観点から設置をしております。いわゆる防犯カメラということですが、外側に2台、それから内側、ひだまり

の丘の中に2台というふうなことでございまして、それを今後5台にするということで。内部に1カ所増設して3台にするというふうなことでありまして、これは不特定多数の方が利用されている施設でございますので防犯上の観点から記録をして保存をすると。あと何かあった場合にそれを再生して活用するというふうなことでの内容で今利用しているところであります。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

ポンプ庫の状況であります。20、21年度に購入しました小型動力積載ポンプ車でありますけれども、山林原野とか通常の防犯活動も含めて活用させていただいている状況であります。吉田地区につきましては愛林公益会の車庫を利用した形でそこに駐車している状況でありますし、宮床は宮床児童館の旧マイクロバスが利用した車庫の方に、落合地区は報恩寺の方の小型動力ポンプの車庫に入れている状況でございますが、それぞれの箇所については今各分団と協議をしておりますので、現在の位置でいいのか、落合については相川地区の今農協さんが入っている場所がいいのかとか、宮床地区も今の児童館のところでのいいのか、吉田は愛林公益会でいいのかどうか、いろいろお話も伺っているところでありますが、場所の選定についてはさらに分団側と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

ポンプ庫なんです。新年度も多分何台か配備される予定というふうには聞いています。やはり各地域を守る消防団として野ざらしにしておくというわけにもいきませんし。今後せっかく新しいそういったものを配備するというふうになればポンプ庫と一緒にそういったある程度の、1年おき

でとかそういうのじゃなくて、セットになれば一番いいんですけども、できるだけ一緒の形で。ポンプ庫がないとなかなか、盗難にあったりいたずらされたりということで大変心配なわけですし、鍵の保管の問題がありますし、今度は車つきとなりますと車の管理、あと可搬型のポンプの管理も始まってくるわけですので、今後やるとすればできるだけ間をおかないでそういった配備を考えていただきたいと思います。実は私どもの方も、今、私は消防団に入っているんですが、12月にちょっとポンプ庫からガソリタンクが盗まれて、その話をしましたら同じ吉岡で城内の方でもうちもやられたと。ある時期にそういった形でタンクを盗んだ者がいたのかもしれませんが。管理が悪いと言われれば悪いんですが、だれでも入れるようにしておくということとそういったものをどう扱ったらいいか。車が盗まれなかったからよかったんですが、タンクであっても補充用のタンクですのでいろいろ、配備はしていただきましたけれども。そういうこともあるので、できるだけ車を配備するとなればやはりそういったものをセットに近い形で進めるべきだなと思いましたので、以上の点をお伺いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

ポンプ庫の状況でございますが、今、馬場議員おっしゃったとおり小型動力、大型の部分も各地区の各分団、班長の方でお願いをしている状況がありますが、盗難というのも馬場議員の方から伺ったところでありました。施錠も含めて管理についてはそれぞれお願いしたいところではありますが、緊急性も含めた場合なかなか施錠を毎回するのも、状況もあるかと思うんですが、なるべく鍵についてはお願いしたいというふうに思っております。さらにポンプ車とポンプ庫のセットの考え方でございますが、現在のところ吉田地区が愛林公益会の車庫の一部をお借りしている状況で、車庫に入って前面にシャッターがあるとかそういったところでない状況もございません。また、宮床については旧のマイクロバスを利用した車庫であるとか落合地区では小型動力ポンプが入っていたところに入れているという状況も

ありますので、まず導入した小型動力ポンプ積載車の部分の箇所についてきちんと対応を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございますか。11番鷓橋浩之君。

11番 （鷓橋浩之君）

二、三点ひとつ。

一つは確認なんです、12ページの方の工事請負費、共同受信施設、テレビのデジタル化の予算計上があるわけなんです、この関連なんです、前に町で難視聴対策でやった共同受信施設、いわゆるBSが前の話、約束と違うとかそういったことで受信組合といろいろお話し合いがあったやに私も記憶しているんですが。あの問題は、7月から全部デジタル化ですから、もう完全に解決したのかどうか、確認のためにまずお伺いします。

それから18ページの農業振興費なんです、この中の補助金の中で産直リースハウス減額40万、当初50万だったんですが、これは執行がそうすると10万というふうにしかないのかなというふうに22年度は思うんですが。これはいろいろなJA等々の要望等もあって計上しているんだと思いますけれども、これを計上した経過なり、あるいはこれを推進するためにどういう状況があってこのような結果にしかならなかったのかというようなことをお伺いします。

さらにその下の中山間地の直接支払交付金、これは本町では難波地区が該当しているわけで、かなり高額な交付金が地元地区に出るんだと思います。今回39万3,000円ということで飛び地も可能になったというような説明だったと思うんですが、その内容をもう少し詳しくお知らせいただきたいというふうに思います。

それから今、前者から指摘があった消防費の消防施設費に関連してなんです、毎年3基なり4基、5基、防火水槽を新設していると。これは地上型を地下型に今改良している、年々やっているわけなんです、現在古いタイプの地上型の防火水槽がまだ何基残っているのか。そのうち民地分が何基あるのか。どのように把握しているかと、その改良計画をお伺いしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

まず鶉橋議員さんからの共同受信に関連しての部分であります。共同受信施設の場合BS 1、2についてはアナログで見られる状況でございました。このデジタル化の部分であります。BSにつきましてはアナログで見られるというような状況で、先月組合長会議を開きましてデジタル化に向けての話し合いを持っているところでございました。そういった話も含めて現在各地区で総会が始まっておる状況でありますので、そういった場でもさらに説明をしてまいりたいというふうに思っております。

それから防火水槽の部分でございますが、今回撤去というようなことで3基を予定しております。いずれも無蓋の地上のある部分であります。現在何基かという状況はすみません、今手持ちにないものですから後でお答えさせていただきますが、地上の部分、また民地にある部分含めて随時計画的な形での改良という形も考えざるを得ないのかなというような状況になっているかと思えます。この部分については以前にもお答え申し上げたところもあったんですが、ちょっと数字的なことは確認させてお答えさせていただきます。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

それではお答えいたします。

産直のリースのハウス事業でございますけれども、鶉橋議員ご指摘のとおり当初町の方で50万ということでございましたけれども、今回40万を減額しまして最終的に10万という形になりました。この経過でございますけれども、園芸作物の振興ということでございまして40坪クラスのハウスをということでございまして、50万のうちの5分の1ということで10万円を町でということで。その5棟というのを見込んでおりましたけれども、

結果として1棟だけというような形になったわけでございます。これも農協さんからの要望等もありまして一応いろいろ詰めてはいたんですけれども、結果として1棟というような形になったわけでございます。

それから中山間の地域の関係でございますけれども、中山間地域、1ヘクタール未満の飛び地の団地も対象になるということでございまして、これまで1ヘクタール以上ということだったんですが、急傾斜地、傾斜が20分の1以上、それから緩傾斜とかゆるやかな傾斜、100分の1から20分の1というのものもあるわけでございますが、それも連たんしたのも対象となるということで今回4ヘクタールほど増加したことによりまして、面積が増加したことによりまして交付金も増額ということで補正というようなことになったものでございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

鷗橋浩之君。

11番 (鷗橋浩之君)

最初に共同受信施設の関連なんですけど、そうしますとこれから総会に向けてなお話し合いを続けるということで、完全に解決していないととってよろしいんですか。その辺のところ、確認で申し上げます。

それからその消防の防火水槽、現在手持ちにないということなんですけど、以前にもそういった質問があったわけなんですけど。これは特に民地等にかかわる部分については恐らく優先しながらやっているんだというふうに思いますけれども、現在この防火水槽の地下、いわゆる埋設タイプの建設といたしますか、ほとんど防衛SACO予算を使った施工が大半を占めているというふうに感じているわけです。いろいろ要望しているというふうなことで私も言われたこともあるんですけど、例えば吉岡西部地区ですね。特に土保田地区なんですけど、道路の角地にあっても民地にあっても、できれば早く地下埋設にしてほしいというような要望等もあるようなんですけど、どうもそれもさっき言ったように防衛とか何かの補助の関係で、特に西部はなかなかその補助金を使えないというような区域に町でも設定しているようですからそういうのが進まないのかなというふうに思っていますけれど

ども。そういったいわゆる危機管理に関する部分にまで吉岡西部地区に関しては補助金が投入できないのかどうか、この際ですから考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから農業振興費、リースハウスについてはJA等々から要望があったけれども実際はそういうことだということだとすれば、新年度はどういう考え方で行くかわかりませんが、やはりもう少しJA等々にも働きかけをしながら、せつかくの施策でありますので有効に展開できるようにさらなる努力をお願いしますし、それから中山間地域の直接支払交付金、1町歩未満の部分も対象になって今回4ヘクタール加えられたことによる39万3,000円というふうな説明でございます。この中山間地については大和町では1カ所ですし恐らく県内でもそんなに箇所づけがされている地域がないわけなんです、これは当初では600万円台のかなり高額な措置をされているんですが、中山間地等の支払交付金の交付の基準というのは一体どうなっているんですか。今回4ヘクタールふえたことによって39万3,000円という増額なんだというふうな説明ですから、もう少し詳しいそういう交付基準等々もこの際ですからお伺いしておきたいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

共同受信の関係でございますけれども、協議がまだ終わっていないとかそういうことではなくて、組合側との部分で町からお伝えしている部分がきちんと定まっている分を伝えたいというようなことでございます。アナログに関してはBSについては現在も見られる状況であります、デジタルBSにつきましてはそれぞれ各組合員個々の対応になるかというふうにお話しをしている状況でございます。

それから防火水槽の件でありましたが、先ほど手持ち資料というようなことではあります、今手元で確認させていただきまして、防火水槽につきましては全部で285基を把握しております。そのうち100基分が私施設の部分に係るものというふうに統計でとっております。吉岡西部の部分でございますけれども、補助を取り入れることができないということではなくて、

例えば新たに地下埋設にする際には補助等も使えるんでしょうけれども、それを地上、いわゆる無蓋とセットでやるというのはなかなか厳しいのかなど。無蓋については全く単独な状況でございますので。数字的な面からしますと、消防水槽関係からしますとその辺の調整をどういうふうにするのか、そういうのが出てくるのかなというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

それでは、産直リースにつきましては今後ともJA等と有効活用できるように図っていきたいというふうに考えております。

それから中山間地域の交付基準ということでございますけれども、中山間地域という名のとおり山村地域、振興地域ということでございまして、宮床地区と吉田地区が対象というようなことでございます。さらには農振農用地ということでございます。先ほどもお話ししましたけれども急傾斜の場合は20分の1という傾斜のあるところ、それから緩傾斜につきましては100分の1から20分の1の傾斜のあるところということでございまして、単価につきましては急傾斜が反当2万1,000円でございます。それから緩傾斜につきましては反当が8,000円というような内容でございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

この共同受信施設については当初からそういうすみ分けというかそういうことで臨んでいたんだけど、さらに決定方を今後総会でどうとらえて説明していくということによろしいんですね。この受信組合に加入している方々、それは当然当初からそれを含めてこの受信施設ができるんだというふうに、それは勘違いなのか説明不足なのかどうもそういう部分がま

だ残っているようですから、間もなくですからそういったことでトラブルのないようにひとつ進めていただきたいというふうに思います。

それから防火水槽の関係で吉岡西部地区の例を出したわけなんです、そうしますとそれは仮に吉岡西部地区があのような実態になってはいますけれども、そういうこととは関係なく、これはいろいろ整えばそういう補助金も投入できるんだというふうに理解していいのかどうか、さらに確認しておきたいと思います。

それから農業振興費なんです、そうすると中山間地、今課長が急傾斜で2万1,000円、緩傾斜で8,000円と。先ほど吉田とか宮床地区が中山間地に属するんだというような説明もあったんですが、この事業は難波地区に限った事業ではないんですか。私が聞きたいのは、当初で650万ほど措置をしているので、これがどういう基準で交付をされるのか。例えば農地・水15地区をやっているわけなんです、これですとそのエリアにある各区域の面積掛ける3,300円とかというふうに決まっているわけなんです、この中山間地の場合は仮に急傾斜で2万1,000円で見ても600万、今回の措置を含めると約700万になるわけですから、2万円にしますと何町歩分ですか。相当の面積になるわけですね。単なるその面積の要件だけの交付なのかどうか、そこを知りたかったわけなんです。確認のためにもう1回お願いします。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

共同受信に関しましては最近の組合長会議でも申し述べてご理解をいただいておりますし、また各地区の組合総会の席上でも議員おっしゃるような形で、トラブルのないような形で確認を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから防火水槽を含めた消防設備に関しましては、整えばという形で整備を行っていくという考えは変わりないところでございます。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

中山間地域の基準ということでございますけれども、中山間地域、先ほどお話ししましたとおり急傾斜と緩傾斜ということでございまして、急傾斜が団地からしますと34団地、緩傾斜が9団地でございます。この団地合わせますと43団地ございまして、この関係の皆さんが集落協定というものを結びまして5年間耕作放棄地をないようにしましょうというマスタープランなりをつくって、そういう形で実施するような内容になっております。それでもって先ほどの単価2万1,000円に急傾斜地ですと面積割合で28万7,554平方メートル、金額にしますと603万8,634円になります。34団地でございます。それから緩傾斜につきましては反当8,000円ということで10万7,926平方メートルということで86万3,408円の9団地、合わせますとトータルで700万というような形になってございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかにありませんか。10番浅野正之君。

10番（浅野正之君）

補正の事項別明細書の中のどこに入るのかちょっとわからない部分なんです。民生委員の、これは社会福祉総務費でいいんですか。今、民生委員は具体的にどんな仕事をやっているのか、そこを教えてください。

それからあわせて生活保護家庭というんですか、生活扶助家庭といいますが、その戸数を教えてください。

あと、小学校・中学校の不登校の児童生徒は何名いるのか。

それから17ページでしたが、これは保育所費の7節の賃金で、看護師あるいは保育士の減額補正235万1,000円。この臨時の職員ですが、臨時職員の場合は有資格、無資格、どういうふうに扱っているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前 9時58分 休憩

午前11時01分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの浅野議員の質問であります、民生委員につきましては取り下げをしていただきたいと思います。

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

臨時保育士に関するお尋ねであります、臨時保育士につきましては8時間勤務の者、それから6時間勤務の者、4時間勤務の者ということでそれぞれ勤務の状況に応じて勤務の時間も異なってまいります。今回の減額につきましては勤務実績による減額というふうなことであります。なお、資格の有無についてのお尋ねでありましたが、全員有資格者の雇用での対応をいたしているところであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

小中学校における不登校の数というふうなご質問でございます。毎月その各小中学校の生徒の状況ということで確認しておりますが、2月末現在の状況ですが、不登校といいますのは年間で欠席累計ということで30日以上を不登校というような言い方をしております。そういったことで調べた内容といたしましては、現在小学校が7名、中学校が両中学校合わせて35名という数字になっております。なおこの不登校の数につきましては改善が見られても一応数字的には不登校というふうなとらえ方をしております

ので、現時点で実際には35名いるかというところではないということになります。一応調査上としてはそういう結果となっております。

議長 （大須賀 啓君）
浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

最初に質問の範疇を超えた質問でご迷惑をかけました。おわびしたいと思います。

それから保育者の資格の問題、これは了解しました。今までにも全然無資格者が臨時で雇用されたという経緯もないという解釈でいいですか。

あと、不登校の問題。小学生が7名、中学生が35名だということですが、この不登校者に対して学校側としてどんな対応をしておるのか。あるいは児童相談員の方が当たっているのでしょうか。その辺のところをちょっと詳しくご説明してください。

議長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸善春君。

保険福祉課長 （瀬戸善春君）

資格についてのお尋ねであります。採用に当たりましては資格の有無については確認をいたしまして、有資格者のみの採用でこれまで対応してまいりました。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

不登校児童生徒に対する対応ということのご質問でございます。不登校児童生徒に対しましては学校の先生方はもちろん電話なり家庭訪問を続け、児童生徒と接触して登校についての働きかけをしておりますし、そのほかに相談員、それからスクールカウンセラーといった方々のかかわりも持ち

まして児童生徒にいろいろ働きかけをし、そして登校できるような環境の整備というようなことでの対応をとっていただいているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

児童と生徒によってももちろん年齢が違いますから対応の仕方も違うんだらうとは認識しますが、特に中学生の女子生徒の場合、これは男子生徒と一律には比較できない部分があると思う。女子生徒でそういう方を私も何名か知っておりますが、もう少し学校復帰、あるいは精神的にも大分ダメージが大きいですから、その辺のショックは隠せない部分もある。もう少しきめ細かな追跡調査といいますか、学校に復帰させる、あるいは家庭もきちんと説明も必要だろうと思う。女の子に対してのその辺の考え方について伺いしておきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

議員の質問にお答えいたします。

女生徒についての対応ということですが、特に今課長が述べた方々のほかに養護教諭に入ってもらって相談を進めていっているところですが、それからさらには児童生徒にはなかなか会えないときは保護者の方との相談も大分進めているところでございます。今後、今議員のご意見がありましたので、もう一度改めて学校側に特に精神的な面の指導を、学期がもう1カ月もないところなんですけれども進めたいと思っております。もし適切でない対応がありました場合には相談員をとおして改めて確認したいと思っています。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに。6番高平聡雄君。

6番 （高平聡雄君）

それでは、事項別明細書23ページ社会教育総務費の中の8節から12節までが地域本部並びに放課後児童クラブの費用の精算だというお話をいただきました。特にその中でもふれあいセンターを活用しての事業、こういったものが含まれているんだろーと思います、その状況とあわせて、教育ふれあいセンターにおいて、要するに児童あるいは児童館としての機能ともう一つ、地域の施設としてどのような使われ方がされてきているのか。設置以来地域との活用法についてさまざまな意見の交換もあったわけですが、現在どのような形で運営をされているのかお聞かせください。

それと、そこからちょっと下がった公民館費の中で19節だったでしょうか。補助金で青年団の方のバレーボールが不出場だったというお話があったわけですが、これはどういう経過でそういう事態になったのかお聞かせください。

次のページの5目のダイナヒルズ公園管理費、これも施設管理点検委託費用が140万ほど減額をされておるわけですが、このことについて大分金額も大きいわけでありまして、それだけかからなかったというのは、施設を管理しなくても対応ができたということなのか。それとあわせてこのダイナヒルズの運動公園の利用状況と利用の頻度、どの程度活用されているのか。特にもしおわかりであればそこに立地している企業等の方々が活用されているのかどうか、その辺をわかる範囲でお聞かせいただきたい。

議長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

高平議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、学校放課後子ども教室というふうな形で、各教育ふれあいセンターにおきまして小学校の児童を対象に事業を実施いたしております。これにつきましては県の補助金を使いまして、大体各学校、落合小学校、

鶴巣小学校、それから吉田小学校を対象に年間30回くらいの事業を展開しているところでございます。これにつきましては小学校の年度初めに申し込みをいただきましてそこで事業展開をいたしまして、主に体育館を使いまして体を使った体操なり運動なりそういったものをいたしているところでございます。

それから2点目の19節の補助金でございますけれども、大和町の青年団が、第59回青年大会が東京で開催される予定で合唱の部とバレーボールの部というふうな形で2種目を予定いたしましたところでございますけれども、団員の方が勤めておられる関係上、メンバーがそろわないというような形でバレーボールの方につきましては出場断念になりましたというふうな状況があったところでございます。

3点目でございますけれども、ダイナヒルズの運動公園の管理につきましてはテニスコート、野球場、それからサッカーの多目的広場というふうな形で三つの競技につきまして貸し出しを行っているところでございますけれども、これにつきましては冬期間の使用ができないということで4月から10月までという形での貸し出しを行っているところでございます。ダイナヒルズの特にテニスコートにつきましては使用頻度がかなりありまして、地元の企業で使いたいということで大栄会というところに鍵をお貸しいたしまして使用を簡便にするような方向で今現在実施をいたしているところでございます。野球につきましては硬式じゃなくて軟式を専門に使用しているような状況がございまして、冬期間につきましては管理の状況から使用を中止しているような状況でございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

1点目でちょっと答弁をお聞かせいただけなかった部分で、地域の方々の事業といったものにどの程度お使いになっていらっしゃるのか。あわせて、その地域の事業への予算化というものが教育ふれあいセンター費の中に設定されているのかどうか、その辺を一番目の質問でお答えいただきました。

と思います。

それと、残念ながらバレーボールはそういった経過だったということですね。次回も全国大会にぜひ出て頑張っていたきたいと思います。

三つ目のダイナヒルズ公園管理については、大分団地内の方々にも活用されているということで大変結構なことだろうと思います。ならばもう少し利用頻度というんですか、その施設がどの程度、月にどのぐらい稼働しているとかそういったことがもしわかれば教えてほしいんですが。十分な活用がされているのか、施設に対する活用がされているのかというのが聞きたいところなんです。それとあわせて、あそこを有償、要するに利用料としてそちらで管理しているのか財産の方で管理しているのかわからないですが、使用料として有償で貸しているケースもあるんだろうと思いますが、そういった有償の場合、どの程度の利用料でどのぐらいの年間の収入があるものなのかお聞かせをいただきたい。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

教育ふれあいセンターの地域の方々の利用というようなことのご質問でございますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

教育ふれあいセンター、主に運動場、体育館につきましては地元のグループで運動施設、体育館、グラウンドを使っただいております。ただ、建物の方なんですけれども、貸し出しはしているんですがなかなか利用はされていないような状況でございます、落合ですと書道教室等で教室を使っただいていてというふうなことでございます。予算の関係でございますけれども、予算につきましては教育ふれあいセンターの維持管理に要する費用ということで投資させていただいておりますし、利用に当たったの予算としましては体育館の使用の際には使用終了後巡視員が巡視しまして施錠の確認等をしていただいているというようなことで、そういった賃金等をお願いしております。それ以外につきましては維持管理に要する費用、それから照明関係の電気代といったものを予算措置し利用に支障のないような形で措置をしているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

バレーボールにつきましては次年度以降頑張ってお出場できるような形で応援をしてみたいと考えているところでございます。

それから2点目のダイナヒルズの運動場の状況でございますけれども、大体年間で使用料につきましては80万円前後の使用料というような形で、貸し出しにつきましてはすべて有償で行っているところでございます。ダイナヒルズの多目的広場につきましてはサッカーというふうな形で各中学校、それからベガルタ仙台の練習場としましての活用とか、それから野球場につきましては各中学校の練習とか、あとは地元の野球のチームという形での活用がなされているところでございます。詳しい状況につきましてはちょっと回数的には資料を持っておりませんが、申しわけございません。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

教育ふれあいセンターの活用について、この放課後の児童の方々の事業がメインで今のところ活用されているというのが大きいところで、そのほか一部体育館等々の活用に供しているというお話ですが、私が考えるにもう少し、それこそその地域の中に根差した事業にも活用する時期にそろそろ入ってくるのかな、入ってきたのかなというふうに思うわけでありまして。ただ、それに関する事業計画も事業予算も全く現在のところは今のお話からすると設定されていない。要するに管理、保守というようなところでの予算づけだというお話であります。そろそろ予算措置の中にはそういう考え方を持たせる。規模は別として、そういう形のステップがないとそういう形には当然行かないんだらうというふうに思いますので。この減額されたものを見ますとこの範囲ぐらいの当初での予算づけというのが仮に可

能だとすれば、そういう教育ふれあいセンター予算という事業予算として設置するべきではないかと思いますが、課長、ご見解をお聞かせください。

それと、ダイナヒルズ公園の方についてはさまざま活用されて80万ですか、年間。そういった中でプロスポーツチームも一部使っているというようなお話を今聞いたわけでありますが、プロスポーツチームということは言ってみれば一般の貸し出しとは別の使用料ということでの設定が多分なされているんだらうというふうに思いますが、それも含めてあそこを利用されている方々からあの施設に関する特段何か、施設の整備だとかについての要望等は求められていないのでしょうか。お聞かせください。

議長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

教育ふれあいセンターの利用というふうな形のご質問でございますけれども、現在のところ教育ふれあいセンターにつきましては生涯学習の拠点というような形では小学生対象の放課後子ども教室という形の対応しか今現在はいたしておりませんが、確かに高平議員おっしゃるとおり地域の核としての位置づけ、そういった利用方法につきましてもあろうかと思っておりますので、今後いろいろ検討してまいりたいと思っております。

それから2点目でございますけれども、ダイナヒルズ運動公園の要望。プロスポーツ、それから一般の方々の利用料金につきましては同じというふうな形で今現在行われているところでございますけれども、要望につきましてはテニスコートなどでございますけれども、あそこを企業の方々が使いたいというふうなことで、あそこに直接そういった職員がいて貸し出す施設じゃないものですから、そういった点で若干不便があるんじゃないでしょうか、もっと簡便なお話をというふうなことはございました。それからダイナヒルズの多目的広場、サッカー場などでございますけれども、やはりプロが使われますのでシュートなりをしますとゴールと観客席が非常に近いものですからそういった使い勝手があるなものですから、そこにフェンスなりというふうな、これはプロ的な要望でございますのではたしてそこまで町がやる必要があるのだろうかというような問題もございます

けれども、ご意見としてはその2点が今現在あるところでございます。
以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

13番 (大友勝衛君)

まだ時間があるようなので二、三お尋ねをしたいと思います。

まず12ページです。事項別明細書です。まちづくり活動推進会30万の減額ということで、活動団体等々が減少したのか、その辺の内容を。

それから15ページの社会福祉総務費です。繰出金ということで国保会計用の繰出金でありますけれども、年々老齢化が進んだ中でますます老人医療を含めて負担がかかる人も当然多くなるだろうし負担も大きくなるという中、このまま行くと国保会計も大変なのかなという思いがしておるわけですが、これによって来年あたりはどのような流れになっていくのか。さらに多分繰り出しが必要になってくるんだらうと思いますので、その辺も含めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから20ページの土木費土木管理費土木総務費です。これの役務費として24万、これ説明をきちんと聞けなかったのかなというふうに思っていますけれども。手数料ということで登記等の手数料ということになっていますけれども、これは相川、岩ヶ堤の寄附によるということですが、これらの経緯についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それから22ページの教育総務費積立金2億円ということで、これは宮床中学校の体育館が手狭になったということで新しく建てかえるという計画のもとに2億を積み立てるということでございますけれども、具体的な設計にまだ入っていないんだらうと思いますけれども、おおむねどのぐらいの予算が必要と思っておられるのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。さっきちょっと23年の予算案を見ましたところ、来年度は余り大きな基金積立はしないようでありますけれども、基金積立は体育館については今年度限りなのか、その辺もお伺いしておきたいと思います。

それから22ページの小学校費です。教育振興費、需用費として879万、これは消耗品費ということですが、説明によりますと23年度の教科

書の更新というようなご説明であったと思いますけれども、どの程度の教科書の更新がされるのか、その辺ちょっとわからないのでお教えいただきたいと思いますし、この教科書の更新に当たって、多分県教委と関連しての事業だと思えますけれども教科書の選定はどのような方法の中で教科書が新しくなるのか、その辺をまとめてお伺いしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

大友議員さんのご質問でございます。企画費の補助金、まちづくり活動推進会への減額の方でございますが、以前にこのまちづくり関係では子育て支援サークルとか人形劇団サークル等への補助金は支出していたんであります。22年度についてはそういった団体、サークルの応募がなかった状況により減額としたものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

民生費の社会福祉費の28節繰出金、国保会計への繰出金でございますけれども、国保会計につきましては大友議員のご質問のとおり毎年事業費といたしますか、経費は伸びております。これは当然医療費とともに比例するものでございまして。現在基金から、当初22年度基金の科目でどのくらいということを見通しが立たなかったわけですが、今回の国保の補正の方でも計上させていただきましたけれども、約2,700万ほど基金の方から繰り入れをさせていただくということでもあります。2億5,000万前後の基金の中から今回2,700万ほど繰り入れをさせていただくということでございますけれども、この医療費につきましては議員ご承知のとおり医療費が伸びれば当然国の交付金等等も比例して伸びてくるということにはなっておりますけれども、国の医療予算は皆さんご承知のとおり状況でございますのでその辺がなかなか読めないということございまして、23年

度の当初では大変恐縮ではございますけれども科目設定だけということにさせていただきまして、大変失礼ではございますけれどもあくまでも医療費の伸び等々の決算対応という形でやらざるを得ないのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

土木総務費の委託料の関係でございます。役務費の手数料の関係でございますが、これにつきましては落合相川の岩ヶ川2号ため池の件でございますが、このため池の整備の関係はちょっと経過については承知してないところもございますけれども、ため池の洪水吐けと申しますか用水吐けが整備されているんですけれども、これが民地に一部かかっております。これについては地権者の方は了解しているところでありますが、改めてその民地に入っている部分についての寄附の申し出があったということから今回その部分について分筆登記をするといった経緯のものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

学校校舎建設基金の積み立てに関してのご質問でございます。どのくらいの規模の建物を予定しているかということなんですが、23年度に実施設計を行いながら詳細を詰めていくというようなことになりますので、今後の設計によっては金額が大分左右されるのかなというところです。今現在学校校舎建設基金につきましては積み立て金が1億円ほどございます。今回2億円を積み立てすることによって合計3億円ということになりますが、3億ではちょっと今の時点で考えている建物については財源的には不足するんだろうなというふうに考えております。23年度の積み立てについては23年度の税收等いろいろな要素がからんでくるかと思っておりますので、今時点でどうのこうのというのは多分わからないような状態だと思います。3億

ではちょっと足りないと思いますので、いずれ何らかの財源措置は必要になってくのかなというふうには思っております。

それから教科書の関係でございますけれども、教科書につきましては新学習指導要領の小学校が23年度から全面適用、そして中学校が24年度から全面適用となるというような状況がございまして、そういった学習指導要領の改訂に基づきまして今回小学校の教科書が全部の教科において更新されるということでございます。今回補正予算で計上させていただいている部分につきましては前期分ということで、23年度の前期に使う分の教科書について教科書と指導書を購入するということでの予算措置でございまして、後期分につきましては23年度の当初予算で約220万くらいの予算措置を考えておりますけれども、そういったことで全部改定になる教科書の更新に当てるといふようなこととなります。

それから教科書の選定方法につきましては教育長の方からご答弁させていただきます。

議長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子さん）

選定について議員の質問にお答えいたします。特別支援学級、学校の児童生徒が使う教科書については検定された教科書が毎年1回全部の教職員、あと教育委員もですけれども、含めて黒川郡では富谷町の体育館で検定教科書のすべてが展示されて、それを年1回見ております。ただいま課長が話しました学習指導要領改訂のときには広域の採択ということが言われておりまして、毎年見ると同じように教職員、教育委員というふうにして見て選定をするわけですが、大和町におきましては一番初め先生方が出張という形で全員見るようになっておりますので見て、それから各学校でこの教科書を3年か4年の間使いたいということで先生方の方から決定してもらって、それが校長先生の目を通して委員会に上がってきます。委員会では、教育委員も見ておりますので先生方から上がってきたのと調整しながらですが、委員会といたしましては最も多い学校数の中の教科書を、次は仙台教育事務所管内という広域の採択になりますのでそこに選定され

た教科書と会社を持ち寄りまして、そこで各教育委員会から上がってきた教科書1冊ずつの上位1番、学校で使用数が多かったものを表にいたしましてそこで決めております。るる意見は出るんですが、やはり一番多い数の教科書が選定されます。そのほかに広域の採択の場合教育長がそろったときは教科書を既に専門的に見てもらっている先生方の説明を受けて、それと各教育委員会から上がってきたのと合わせてというふうにして、両方合わせて選定をしているところでございます。

今回におきましてはもちろん既にもう決定しているところでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
大友勝衛君。

13番 (大友勝衛君)

まちづくり活動推進会ということで子育て支援サークル等々を含めて対象というふうなお話だったんですけれども、これは団体の申し込みがなかったのか活動がなかったのかということでありますけれども。なかったということなんでしょうけれども、これやはり先ほどのCMでなくても、やはり啓蒙が足りなかったんじゃないのかなという思いもぬぐえないというふうに思いますし、せつかく予算化した中で有効に使っていただければいいのかなと思いますので、啓蒙が足りなかったのかなと思いますので、その辺をもう少しやはり努力をすべきだと思います。

国保については当初でなかなかどのぐらい医療にかかる人がいるとか完全な把握は当然できないんだろーと思いますけれども、いずれにしてもまだ残り2億2,000万ちょっとぐらいですか、基金としてあるということでもまだ大丈夫なのかなとは思いますが、やはり今後どうしても医者にかかるという問題もあるわけなんですけれども、逆に健康増進に向けた発想からすれば町の活動も必要なんだろうと思います。これについては理解をしました。

また、土木費の相川の岩ヶ堤ということで、そうすると本体、堤全体そのものは当然町の敷地になっているということだと思いますけれども、それでは大和町にも相当のため池があるわけですね。これらはすべて農業

用水や灌漑用水として使われているんだと思いますけれども、全体的にみんな町のため池そのものは相当あるんですけれども、全部町の土地、所有になっているんですか。その辺を調べたデータがあればお教えいただきたいと思います。ただ、それについては本来は町の要は農業用水として使うため池でありますから、土地改良区とかに帰属すべき問題じゃないのかなというふうに私は個人的に思うんですけれども。その辺の考え方についてもう一度お伺いしたいと思います。

あと中学校の体育館については、今年度はある程度の余裕、積み立てする財源ができたということで積み立てしたんだと思いますけれども、来年は余り見てないということで、内容についてはわかりましたけれども、当初から組めないということでこれは理解をしました。

教科書はそうすると今の教育長の説明によりますと、要は仙台教育事務所管内は統一された教科書ということで理解してよろしいんですか。ただその中で地元というか、大和町とすれば大和町の教育関係、先生を含めて、これらの意見がどの程度反映されるものなのかです。一番いいものを選ぶんだと思いますけれども、その辺の町としての教育に対する方針的なものがそれに反映されるのかということもちょっと。いいものであればこれは当然いいわけですがけれども、そういった大和町が望むような教育に沿った教科書になるのかという一つの懸念をするわけですがけれども、それを含めてもう一回お答えをいただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

大友議員さんからのまちづくり活動推進の部分での啓蒙が足りなかったのかというふうなご質疑でございました。こういったサークルも含めて、やはりPR等、周知関係、助成制度についてPRや周知が大変大事ではないかなと思っておりますし、また町自体もそういった地道に活動しているサークルの発掘調査も大変大事な部分ではないかなというふうに思っております。そういった面で、今年度そういったところが若干足りなかったのかなと反省をしております。今後こういったことのないような形でもう少し

し制度の周知、PRと、あとは町としての発掘も、育成も含めてやってまいりたいというふうに考えております。終わります。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回分筆登記ということで、用地業務ということで都市建設課の方でこの分筆について業務を行っているところでありますが、ため池の管理につきましては産業振興課で行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

ため池の関係でございますけれども、町内大小合わせればかなりの数になるかと思っております。このため池につきましては管理計画というのがございまして10年の計画の中で管理していくということで、今回も大角地区のため池ということで一応繰り越しの対応なんですけれどもそういうようにさせていただいております。なお具体的な内容につきましては土地改良区と調整というか、協議しながら詰めていくというような形でございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

お答えいたします。

仙台教育事務所管内は全部同じ教科書を使っております。また、大和町としての意見というのは十分に反映されていると思っております。また、もし町で上げたものと異なる場合にはそれが全部否定されている部分では

ないのでその部分はこちらで押さえておいて、あと先生方が使用する際に町の実態に合ったような使い方ということは指導しております。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかに質問はありませんか。5番堀籠英雄君。

5番 （堀籠英雄君）

ことし難波の床の改修があるわけですが、それに関連してでございますが、難波分校で誤作動によって火災報知機が鳴りまして消防自動車が出動してあるわけですが、それでその原因究明と対策は講じられたか、まずもって1点お伺いしたいと思います。

それから、前者も質問があったんですが、この除雪です。除雪の判断は業者が判断して出動しているか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

難波分校における誤作動による消防車の出動の関係でございますけれども、これにつきましては大変ご迷惑をおかけしまして、誤作動によりまして、夜間の誤作動というようなことで付近の方々には大変ご迷惑をおかけしたということで申しわけなく思っています。その後いろいろ原因等を追求して、今現在復旧というか、修繕作業をやっているところでございます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

除雪に関する判断でございますけれども、業者に積雪の状況をパトロールして入っていただく旨の契約にもなっております。したがって業者

の方で判断する場合もございますし、町として必要なときに要請して除雪する場合もございます。両方ございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

この誤作動でございますが、今原因究明して修繕に当たっているところということでございますが、何か聞くところによりますと結露による誤作動が発生してそれが結びついたということでございますが、やはり結露による誤作動、夜間、そして生徒あるいは職員のいない休日にこれが発生しておるんですね。ですからやはりこういったものを早急に改修して皆さんに迷惑をかけないようにしてもらいたいと思います。やはり夜10時ころ消防車が来ると我々も、うちの後ろを通りますから大変心配ですよ。そして土日あたりに来ますとダムの方に何かあったのかというふうに悪いことも考えますので、ぜひその辺を早期に改修してもらいたいと思います。

それから除雪ですが、業者の方でパトロールするときもあるし役場でも職員の方でやるということでございますが、私は前に区長をしておったんですが、前は区長の判断で町の方に連絡をしてその後除雪してもらおうという経過もあったんですが、ぜひこれだけは判断を間違わないように、余計な回数をやらないようにぜひお願いしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁はいいですか。（「答弁はあるならやって」の声あり）教育総務課長織田誠二君。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

ご迷惑をおかけした点についてはおわび申し上げたいと思いますし、早速修繕が終わるように努力したいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

積雪の状況等についての住民からの情報提供あるいは区長さんからの提供についてはいただいて適切に判断していきたいと思っておりますし、これまでもいろいろ情報提供をいただいている部分もございますので、そういった状況を現場を見ながら判断して除雪業務に当たっていきたいというふうに思います。また除雪し過ぎないようにということもありまして、確かにそこまで行かないんだらうなと私が住んでいるところでは思うんですがちょっと行ったところではもう大変な状況になっているというような、吹きだまりとか何かがございますしてそこだけはくというわけにも行かないようなところも中にはあって、7センチぐらいではいているところも確かにあるかと思っておりますけれども、そういった意味でも住民に安全に走行していただくような形で考えておりますので、そういった点もちょっと注意しながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11「議案第10号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第10号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第11号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第11号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入

ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第12号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第12号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11 番（鶉橋浩之君）

この問題はたしか2年ぐらい前に治山治水の問題で何か取り上げた場所と一致しているのか違うのかわからないんですけれども、この沢渡北14.42ヘクタールという説明でございました。昭和11年に旧吉田村が件に貸し付けて県行造林として管理してきたものを今回財産区に帰属するんだろうと思いますけれども。立木として売り払いをするんだということだったんですが、お伺いしたいのはこの場所ですね。場所が前たしか嘉太神ダムの周辺でこういう場所があるのではないかというふうな一般質問をした経過もございます。それからこの14.42ヘクタール、この一帯に県行造林はこれだけなのか、もっとあるのかどうか。もっとあるとすればそれらの伐採計画等々がどうなっているのかというようなことをこの際ですからお伺いしておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

今回の対象地につきましては沢渡北77の4ということで、伐採面積は先ほどお話ありました14.42ヘクタールとなっております。ここの契約対象地は全体では40ヘクタールほどあったように記憶をいたしております。ちょっと細かい数字は明確でなくて申しわけございません。今回はちょうど嘉太神ダムの堤体の南側と言えいいんでしょうか。向かって左側のところで、対象木が杉、赤松、広葉樹で52年から70年生のものが対象となっております。今回の伐採地にすぐ隣接した部分については大分、樹齢が50年以上になっているということで、今後については順次そういったような計画を持っておられるというふうに宮城県からは伺っております。ただ今回の搬出期限が24年の11月30日となっておりますので、複層した搬出期間を設けるとするのはちょっと厳しいかもしれませんので、実際はこの搬出が終了したところに契約して次の伐採というふうな形になるのかなというふうに想定をいたしておりますが、明確な期日等については言及はされてございません。あと上流部についてもございますが、上流部につきましては以前に生育がよかったために一度伐採をした経過ございまして、まだ30年ぐらいということで伐採にはまだ早いのかなというふうなご意見の状況でございました。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

今の説明によりますと県行造林はここに40ヘクタールあると。そのうちの今回14町歩伐採をするということですね。ダムの堰堤の南側の位置というようなことで、2年ぐらい前だったんですがその話を伺ったときにちょっと私もダムの近辺に行ってみた経過があるわけなんです、あの辺のところはご案内のように沢渡中見山線、今もう町道なんです、山が動く地

帯と言われている一帯でありますし、去年もその下流、吉田堰の上流で山が動いて八志田堰に土砂が入ったというようなことなんかもあったわけなんです。非常に地盤が軟らかい区域だというふうに思っています。今回県行造林のうちの約3分の1、40町歩のうちの14町歩ですから3割強の面積を伐採することなんです。さっき課長が複層契約云々みたいなお話もされたんですが、これは全切りなんです。そういう複層林的な部分を残しながらの将来の山の荒廃を考えての切り方なのか、その辺をどういうふうに伺っていますか。あわせて伺いしておきたいと思いません。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

今回の売却の伐採の内容でございますが、皆伐ですので全伐となっております。伐採終了した部分については返地の扱いを行うというふうに県からは聞いておりますので、全地について地上権設定担っておりますので一部返地になった場合でも登記上の地上権を解約する場合は分筆しなければいけませんので、多分そういった措置ではなくて現地における返地という扱いがとられる見込みとなっております。今後全体的に伐採が終了した場合に最終的に地上権登記が抹消されるというふうな扱いになる。今後の伐採につきましてもそういった経緯がございますので、すべて全伐の手法になろうかと思っております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

今、返地という言葉を使ったんです。返地というのは返すという返地なんでしょうか。そうすると、これ全部切った時点で県では、県行林ですから山の所有者に返すというふうにとらえていいわけですね。なぜ使ったかという、さっき言ったように山が動く地帯あるいは嘉太神ダムの隣接あ

るいは背後地というようなことで非常に重要な地域なものですから、ましてや県行林ですから、当然皆伐後の植林計画等々もあればいいのになという思いがあつてのお尋ねだったんですが。そうしますと、県では後の植林等々のことについては考えていらっしゃるのかいらっしゃらないのか、返地ですから恐らくないんだろーと思ひますけれども。この県行林、特に県の場合ですと林業公社なんかはやり玉に挙げられているようですが、このままこの嘉太神ダムの周辺が伐採が進んで40町歩がやがて全部切られてしまうということになるとかなり治山治水事業の影響も大きいんだと思ひますけれども、かといつて吉田の財産区、所有者である財産区が今のような状況では当然治水事業を施すまでには行かないんだろーと思ひますけれども。かつてそういったことから町長にお尋ねした際に、規模は小さいんですが緑の羽根とかいろいろなそういう募金等々の問題もあるのでそういうものを使いながら、大事なところには緑化運動を進めていくんだというようなお話も伺つた経緯があると思ひますが、私はそういった大事な地域ではないかなという部分がありますので、ここがいわゆる財産区、あわせて管理者という立場から町長にも一言今後のこの地域の持ち方について考え方を伺つておきたいなと。それで終わりたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

県行造林ということで最近伐期が随分来ています。ただ過ぎているところもあるところでございまして、いろいろ場所により出しやすいところとございますか、そういうところから伐採をしております。その後に県の方で再度植林をするかというとなかなかそういう状況ではないのが現状でございます。そういった中で今鶉橋議員からもお話がありましたけれども町でできること、そういったものについてはやりたいところがございますけれども限られた部分でもあるということがございます。またそれぞれの財産区の事情もございます。そういったものもありますので、補償金につきましては愛林公益会といったところとの地上権等の考えの中で配分となっているところでございまして、その中には植林をするという費用も当然含ま

れていると思っております。そういったことも含めながらやっていかなければいけない。すべてはなかなか難しいところがあると思っておりますけれども、お話のとおり、安全とかそういった部分もありますし、また自然の保護とかそういったこともありますので、すべてということにはなかなか難しいところがありますけれども環境保全なりそういった部分については考えていかなければいけないと。いろいろな団体と相談、ご協力をいただきながらという条件がありますけれども、そういう中で進めていかなければならないのではないかと考えております。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですからこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第13号 平成22年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第13号 平成22年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番浅野正之君。

10番（浅野正之君）

事項別明細書の54ページであります。この奨学金の滞納額ですね。今貸し付けは高校生が1万5,000円、大学生が3万円というふうになってお

りますが、なかなか滞納額が減らないというのが実際のところだと思うんですが、特に返還方法で月賦の場合は毎月25日だと。それから半年であれば6月25日と12月25日に払わなくてはならない。年払いでありますと3月の25日だというふうになっておりますが、その辺の返還方法とあわせて滞納者、滞納額を教えてください。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

奨学事業返還金の滞納額ということのご質問でございます。2月1日現在で押さえている数字になりますけれども、月賦償還につきましては現在48人が月賦で償還していただいております。2月1日現在で償還未済額ということで132万5,000円、これにつきましては月賦なので2月3月に納期を迎える金額も含まれておりますので、その辺をご承知おきいただければなと思います。半年賦につきましては21人の方で現在償還未済額が28万5,000円、年賦ですと7人が利用されていまして16万8,000円ということで、現年度分につきましては合計76名の177万8,000円となっております。過年度分につきましては12名いらっしゃいまして87万6,500円の償還未済額となっております。これはいずれも2月1日現在となっております。

議長（大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番（浅野正之君）

過年度分の方が12名で87万ですか。そういういわゆる滞納者に対してはどのような追跡調査をやり、支払ってもらうようになっておりますか。ちょっとそこを教えてください。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

月賦償還者につきましては2カ月程度償還がおくれた場合にはこちらの方から督促を差し上げております。過年度分の滞納者で償還がずっとおこなわれている方については保証人をとおして支払いを督促しております、そういった効果から若干償還をいただいているような状況となっております。

議長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

支払わない場合の連帯保証人はありますよね。そういうことでそういうのを実際にそういう形で執行したことがあるのかどうか。あるいは寄附行為もできるんですよね、奨学金の制度の中に、条例の中で。寄附行為、使った方が寄附をするのか、あるいは教育関係に対してということで寄附をやったことがあるのかどうかわかりませんが、そういう寄附行為もあわせてちょっと教えていただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

現在奨学事業の資金を貸与する場合には、連帯保証人としてお父さん、お母さん、あと生計を同一にしている方ということで連帯保証人を挙げてもらっています。昨年からは第二連帯保証人ということでおじさんとか、借りる方とは生計を別にしている方で相当の収入のある人に対して第二連帯保証人ということ二人の連帯保証人を挙げていただいております。一昨年以前につきましては第一連帯保証人と保証人ということで親族の方に保証人となっていていただいているんですけれども、ちょっと保証人と連帯保証人で立場上弱いということもありまして昨年からはそういった方式に変えております。そういったことで連帯保証人に対する支払いに関してはまだってはおりません。ただ、保証人に関しましてはこちらの方から支払督促をしておるところでございます。結果的には保証人の方が納めている

か本人が納めているかわかりませんが、保証人に督促することによって納入が進んでいるという部分があります。それから寄附金につきましては奨学事業全般に対する寄附金ということだと思いますけれども、一応歳入の方で科目設定ということで毎年1,000円で予算項目を設定しておりますけれども、ここ数年につきましては寄附者は残念ながらおらないというところがございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第14号 平成22年度大和町老人保健特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第14号 平成22年度大和町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第15号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計

補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第15号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第16号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第16号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11番（鶉橋浩之君）

64ページですか。町長の施政方針の中にもあったんですが、1月でした

か、全員協議会で小林製薬にかかわる誤って徴収した部分を全額還付するんだというような記載が、町長からの表明があったところです。この歳出の還付金の3,239万2,000円が小林製薬の部分なのかと私は思ったんですが、1月に全員協議会で説明された額と若干違うように感じたわけなんです。どういう経過なのかお伺いをしておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。1月の全員協議会におきます還付金の総額ですが、3,365万145円というふうな資料によって説明をさせていただいておりました。それに基づきまして今回補正予算の1款1項1目の一般管理費還付金というふうな中でのこの合計額が3,239万2,000円となっております。総額の3,369万145円とこの歳出予算の3,239万2,000円、これの差額につきましては今年度の歳入で見込んでおりました歳入の部分から還付をするというふうなことでございますので、その分を差し引いた金額がこの歳出の方からの補正予算でお願いしたいというふうな部分でございます。この歳出予算と歳入の部分の歳入還付、それを合わせて1月の全員協議会で説明いたしました総額、この金額で返還するというふうな内容になってございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

今の説明によりますとこの全員協議会の説明した三千三百六十何万と今回の差額、約百二十何万になると思うんですが、この百二十何万については一つの徴収の基準、これは正規の徴収にするとこの部分が収入のほうで変わってくるから差し引き前の全協で説明したとおりになるんだというように理解すればよろしいんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

そのとおりでございます、今回の下水道特別会計の歳入予算の部分で下水道使用料について現年度分200万円の減額といたしております。この部分が歳入還付分と合わせて年度収入の見込額をしておいたものを減額を措置をし、この200万のうちから先ほどの差額部分、こちらから小林製薬さんの方にお戻しするというふうな内容にしてございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですからこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第17号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、議案第17号 平成22年度大和町戸別合併処理特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第18号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第18号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第19号 平成23年度大和町一般会計予算」

日程第21「議案第20号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第22「議案第21号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第23「議案第22号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第24「議案第23号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計予算」

- 日程第25「議案第24号 平成23年度大和町落合財産区特別会計予算」
日程第26「議案第25号 平成23年度大和町奨学事業特別会計予算」
日程第27「議案第26号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第28「議案第27号 平成23年度大和町下水道事業特別会計予算」
日程第29「議案第28号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
日程第30「議案第29号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
日程第31「議案第30号 平成23年度大和町水道事業会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第20、議案第19号 平成23年度大和町一般会計予算から日程第31、議案第30号平成23年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、平成23年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお願いいたします。あわせて財政課でお配りさせていただいております資料3種類ございますけれども、その3種類につきましてもあわせてご準備をお願いいたします。

説明書の1ページになります。

議案第19号 平成23年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ78億9,940万円と定めるものでございます。内訳につきましては第1表歳入歳出予算によるところでございます。

第2条におきましては債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載いたしてございます。

第3条は地方債で、平成23年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を3表により定めてございます。

第4条は一時借入金でございます。最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられておるところでございますが、人件費に限りましては項間の流用を認めるという規定でございます。

それでは7ページをお願いいたします。

7ページに平成23年度に起こすことができます債務負担行為を定めてございます。一つはまほろばホールの施設予約のシステムが老朽化した部分等も含めまして更新の必要性がございますので、その内容を定めたものでございます。2段目につきましては大和町庁舎で使用いたしております電算の基幹システムの更新について定めているものでございます。3段目、4段目につきましては例年定めてございます中小企業振興資金の損失補償及び小口資金の損失補償について定めたものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては23年度に起こすことができます地方債の内訳でございますが、一番上につきましては水道高料金対策の資金として1,140万円。県営土地改良事業負担金としてございますが、これは勝負沢ため池の整備に要します起債で50万円。国営公園整備事業負担金につきましてはみちのく杜の湖畔公園の整備費用の負担金に充当します30万円。それから臨時財政対策債といたしまして交付税、地方交付税等で各地方自治体の不足部分、通常実施いたします歳出に見合う歳入の確保に不足する部分としては交付税が充当されるわけでございますが、国税収入の減からそれらすべてをまかなうことができないということから地方財政対策といたしまして臨時財政対策債の発行で一部を穴埋めするというところで、大和町での想定といたしましてはもう少し計算上出てくる数字では大きい見込みでございまして、その想定される金額の7割相当ということで22年度同様の3億2,950万円を想定いたしてございます。合計で3億4,170万円といたしてございます。

それでは次に事項別に入るわけでございますが、その前に財政の概要といたしましてご説明を申し上げますので、地方交付税額の推移、地方債償還計画表、基金現在高調書、目的別・節別集計表というふうに4段の表紙になっているものをお開きください。

それでは1ページになります。

1ページにつきましては、地方交付税額の推移ということで記載をいたしてございます。左側に年度を記載し、それから基準財政需要額、収入額というふうに書いてございます。こちらは法律の定めによりまして各地方公共団体、県と市町村があるのでおのこの違いはあるわけでございますが、

各年度におきます一般的な事務事業を実施した場合の必要経費というのが算出されます。それが需要額になってございます。それに対しましておのおの自治体で収入される見込みの額が算出されまして、それが収入額というふうになっております。それでこれの差部分については交付税で補てんするというのが大きな制度の概要になってございます。こういった内容で15年度から22年度までおのおの記載をされておりました、ただいまの差し引き部分については普通交付税としての算出になってございます。そのほか一般的に普遍的なものではない部分等につきましては特別交付税という措置がございまして、この二つを合わせまして交付税総額というふうになってございます。右側の表から4ます目が交付税額計というふうになってございまして、平成22年度では特別交付税1億6,300万、現在の予算額でございましてそれを加えて21億927万2,000円というふうになってございます。こういった中におきまして今回平成23年度につきましては、一番下段の少し左側に行きますけれども普通交付税は18億2,600万円を、特別交付税は前年同額の1億6,300万円を見込みまして、総額19億8,900万円と見込んでいます。これは当初の数値として見込んでございます。23年度の地方財政対策、最終的に国の予算が決定いたしてございませぬので現在の計画ということになります、そちらの部分では前年同様の一般財源の確保を行うということで交付税総額では2.8%の増という措置になってございますので、その状況全体、平均的に見ますと大和町でも22年度交付額と大体同様の金額になるのではないかという見込みは立ててございます。そのうちの金額という措置を当初いたしてございます。

それでは2ページをお願いいたします。

2ページは地方債の償還計画表ということで、左側に償還年度が15年度から30年度までの期間で記載をいたしてございます。まずは前年度現在高という欄がございまして、年度のすぐ右側でございまして。こちらは各年度の初めにどれだけの元金未償還額があるかという数字になってございます。15年度ですと94億8,000万ほどになってございます。今回23年度は75億1,500万という数字になってございますので19億6,540万円、約20億円残高が減少したという数値になってございます。それから21年度の欄の右側から三つ目のところをごらんいただきたいと思います。前年度が現在高で76億3,200万で、21年度の分が78億7,000万と、ここで2億4,000万弱ふ

えてございます。これは庁舎の建設資金として10億ほどの起債を借り入れたわけですが、償還額との相殺によりまして2億4,000万ほどふえた状況で済んだという状況になろうかと思えます。それ以降につきましてはずっと減額に向かっておりますので、一時的に2億4,000万ほどふえましたが、順次残高は減少していくという状況の起債の残高見込といたしてございます。ちょっと前後して申しわけございませんが、左側から三つ目のますに発行額という数字が記載してございます。22年度、23年度のところでは、22年度は3億5,540万、23年度は先ほどご説明いたしました3億4,170万円と、予算額と合わせてございます。現在の状況では元金償還額を下回る起債額と必要なものについての起債という形になりますが、限度を5億円というふうな考え方でおりますので、24年度以降につきましては5億円という数値で丸めさせていただいた上で見込みの償還表を作成いたしてございます。順次残高が減少することに伴いまして償還額も減少していくという見通しを立てているところでございます。

それでは3ページ、4ページになります。

3ページにつきましては町で保有をいたしております基金の現在高の調書でございます。4ページにつきましては主に特別会計の部分ですので、詳細の部分は省かせていただきます。

3ページの一番上が財政調整基金でございまして、こちらは各年度の支出に対しまして収入が不足するといったような事態に備えまして基金を保有しているわけでございますが、右側から大きいですで二つ目になりますが、22年度末現在高見込額ということでこちらは8億円になってございます。23年度につきましては当初の部分のみですので、利子収入部分を積み立てるということで23年度末は8億85万円の数字になってございます。二つ下に行きまして庁舎の建設基金につきましては22年度当初で1億9,000万円、大きく左側二つ目のますになります。1億9,000万取り崩して22年度末475万2,000円ですので、23年度はそれを取り崩して充当する予定にいたしております。その下が22年度末で、3月の補正で2億300万追加いたしまして残高が4億7,286万6,000円の状況になってございます。23年度につきましては利子のみの積み立て。その二つ下、住民生活に光をそそぐ基金は今般新しく造成するもので、国からの補助金1,958万円を積み立ていたしまして23年度は1,061万円を、24年度は897万円を取り崩して事業充当

予定にいたしてございます。その二つ下、長寿社会対策基金、22年度は当初で1,000万取り崩しをいたしました。23年度は取り崩しをしない形といたしました。それから下から四つ目の学校教育振興基金でございますが、23年度、右側の小さいますを含めると二つ目ですが、小学校の図書充実ということで100万円の寄附を22年度にちょうだいいたしました。その部分を23年度で取り崩し充当することにいたしております。その下、学校校舎建設基金でございますが、22年度分につきましては3月補正で2億円を追加いたしましたので、22年度末3億191万5,000円の内容でございます。23年度は利子のみの積立部分です。

以上、大きな部分といたしまして基金の残高になってございます。

5ページにつきましては一般会計の各歳出の款別です。上に、横になってございますが議会費から予備費までの分の各款の名称を掲げまして、左側に各節の文言を記載いたしましておのこの交差する部分に今回の予算措置をいたしました金額を記載いたしてございます。こういった状況でございますので、大和町では毎年度重点部分というのは多少動く状況でございますので、年度間では必ずしも同様の比率での予算措置ではございませんが、多少の重点部分は厚く、それ以外の部分は若干薄くといったようなことの繰り返しで、全体を含めまして総合計画の実現に向けているという状況になってございます。そのほかのものにつきましては、予算の説明書のうちの担当課調書というものにつきましては歳入、それ以外の部分等につきまして細かい部分がいろいろあるわけですが、どこその課が担当するかということで担当課を記載いたしてございます。それから委託料とか工事請負費につきましては余り細かに記載をいたしてございません、こちらの資料には。委託料の内訳として別冊にいたしてございますので、こちらをあわせてご参照いただければと思います。

それでは、恐れ入ります、厚い方の11ページになります。

歳入でございます。

まず町税でございますけれども、町税につきましては当初段階での年間見込額について計上いたしてございます。町民税の個人の部分につきましては、現在の状況を反映して若干の減といたしてございます。法人につきましては3,700万円ほどの増の見込みといたしてございます。

11ページの右側下段の方でございますが、固定資産税につきましてはお

のおの土地家屋償却資産というふうに見込みを立ててございますが、そのうち農耕法の減免分あるいは家屋の新築軽減、企業立地での税の減免部分ということで、差し引きをいたしまして予算額の計上となっております。

12ページでございますが、12ページの2目の国有資産等所在市町村交付金につきましては公共団体が所有している分で直接使用していない部分について非課税、固定資産税という形での徴収はありませんので、1.4%です。同率での交付を受けるような内容になっておりまして、対象資産についておのこの記載をいたしてございます。

13ページ、町たばこ税につきましては現在の社会状況から若干の減見込みを立ててございます。

都市計画税につきましては固定資産税の土地との関連もありますので、若干の増額となっております。

次の13ページの下の方ですが、2款地方譲与税から15ページの9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、おのこの22年度収入状況を踏まえまして見込額の計上を行ったところでございます。

15ページの真ん中、特例交付金につきましては、こちらは国の制度の改正等に伴いまして地方の負担を強いるような事態等があった場合この部分である程度カバーをするというような制度がございますので、各年度の状況によって若干の違いが生じます。そういった部分で多少の不安定要因もございますので、860万円ほどの減額の見込みで立てているところでございます。

地方交付税につきましては、先ほどご説明をいたしましたが大トータルで19億8,900万円の見込みといたしてございます。

12款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年同額の500万円の見込みでございます。

16ページ13款分担金負担金の分担金部分につきましては、保育所と小学校、中学校におきます保険、障害保険として日本スポーツ振興センターに加盟をしているところですが、そちらの一部保護者負担分の計上でございます。

負担金につきましては、老人保護措置費につきましては特養施設への措置部分、保育所運営費につきましては大和町保育所、もみじヶ丘保育所、さらには認可保育所としての菜の花保育園3施設の使用料、保護者の負担

部分の計上でございます。

14款使用料及び手数料の使用料部分につきましては、町の施設での条例規定に伴います使用料収入を記載いたしてございます。全体といたしまして17ページの中段でございますが、289万円の減というふうな見込みで立てているところでございます。こちらは全体の使用状況あるいは使用対象の状況等によっておのこの各課で試算をして計上したものでございます。

17ページの下段の手数料につきましては各種手数料の見込額について計上したものでございます。

18ページの項の合計で、手数料の合計でも340万円ほどの減見込でございます。

15款の国庫支出金の国庫負担金につきましては1目の保険基盤安定負担金で、これは国保会計に行くもの、障害者支援費の負担金につきましては年々増額になってございまして増見込での計上です。3目につきましては子ども手当の負担金でございます。歳出で月額1万3,000円で見込んでございますので、いろいろ審議の中で意見がございませけれども、予算としては1万3,000円の内容で計上いたしてございます。児童福祉費の負担金につきましては菜の花保育園の運営費の国負担分でございます。基準にしたがった積算額から使用料収入を差し引いての2分の1、ちょっと細かい点がございませますが大きくはそういった内容での計上になってございます。

下段の国庫補助金につきましては、おのこの事業展開等々に伴います負担金の計上を行っております。こちらの2目の次世代育成支援対策交付金につきましては、菜の花保育園の一時預かり事業に伴います補助金でございます。

次の3目の児童福祉補助金につきましては、菜の花保育園の延長保育事業に要する経費としての補助金でございます。

4目の地域子育て創生事業補助金につきましては、子ども手当のシステムの改修に要する経費として見込額を計上いたしてございます。いろいろこの内容での改修なのかどうかと取りざたされている部分はありますが、現在提出されている内容でも変更が生じるということで、その部分の計上となっております。

19ページの方に移りまして、委託金につきましてはおのこの国からの委託に要するものとしての計上になってございます。

19ページの一番下段の民生費の負担金の保険基盤安定負担金については、国の負担金同様国保への関連のものでございます。

20ページにつきましても障害者援護費負担金、子ども手当負担金、児童福祉費負担金につきましても国と同様の内容で割合等の違いとなっております。

県の補助金につきましては制度的なもの、あるいは予算措置に伴いまして補助金の交付がされるものについて、おのおの該当するものについて計上いたしているものでございます。

21ページの右側のところの6段目、下から2段目の農業者戸別所得補償制度推進事業費448万9,000円というのがございますが、これは22年度から制度が行われておりますが、22年度につきましても途中からの通知といったことで協議会の方で対応いたしたところですが、23年度は一般会計計上で進めるという予定にいたしてございます。

22ページの県の委託金につきましては、おのおの県からの委託内容に伴いまして計上したものです。2目の徴税费委託金3,150万円、それから選挙費委託金として4月10日投票だったかと思いますが県議会議員の選挙執行費、22年と23年というふうな措置になってございます。

22ページの下段の方の財産収入、財産運用収入につきましてはほとんどが基金の利子、あと町有財産の貸付収入につきましては雇用促進住宅等の貸し付けの内容等で計上いたしてございます。

土地売払収入につきましては科目の設定のみ。23ページに移っております。物品売払収入につきましては自動車等の売払収入ということで車の更新等々も含めて予定している部分がございまして、そういった部分の収入計上でございます。

寄附金については科目の設定。

特別会計繰入金につきましては、宮床財産区につきましては後ほどご説明申し上げますが、駐車場整備事業の予定でございまして増額となっております。

24ページの基金からの繰入金でございまして、先ほどご説明申し上げましたように、高齢者等の肉用牛については説明を割愛させていただきましたが、四つの基金からの繰り入れ1,743万5,000円の計上でございます。

繰越金は想定額といたしまして当初3,000万円、前年同額の措置を行っ

ております。

諸収入等につきましては科目の設定。

25ページの上から2表目の貸付金元利収入につきましては、商工費の貸付金につきましては中小企業の預託金の増額を行っておりますので前年対比で1,130万円の増となっております。土木費貸付金元利収入につきましては区画整理関係費で今年度は予定がないのでゼロといたしてございません。受託事業収入につきましては洞堀川の除草、自転車競技場の管理受託。雑入につきましては給食費の納付金、それから場外車券売場の交付金につきましては売上金の0.5%というふうになってございますが、売り上げの不振等から若干の減額になってございます。

26ページになります。

26ページの一番上でございますが、光ファイバーケーブル貸付料ということで22年度で吉田、宮床の一部につきまして光ファイバーケーブルで高速通信情報網の整備を行ったところでございますが、IRUの契約といたしましてNTTと設備は貸し、それから維持管理はNTTが負担するといった契約になっておりますが、貸すものは貸す、負担するものは負担するというふうな契約の内容になっておりまして、貸出費用が394万7,000円ということで今回新規のものでございます。

町債は前段、町債の内訳として表でご説明申し上げましたとおりでございます。

少し長くなりましたが収入は以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

では、説明資料の27ページの方をお開きいただきます。27ページ以降については歳出についての説明になりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

なお、23年度当初予算の説明資料として主要施策概要の資料を配付させていただいておりますので、これからの各科目の説明をする際の参考資料としてご参照いただきたいと思います。

では、1款1項1目議会費につきましては、議員18名、職員3名の人件費のほか議会運営に要する費用となるものであります。1節及び9節は議員報酬及び費用弁償等になるもの、2節、3節、4節は職員の給料、職員手当等、共済費の人件費の計上になるものであります。

以下各科目款の2節から4節までの説明については省略させていただきますので、よろしくお願いたします。なお、人件費につきましては現在の職員配置の状況により計上をさせていただいております。

議会費の4節の共済費のうち議員の共済組合負担金につきましては、地方議会会議年金制度の見通しについての総務省対応方針に伴い大幅な増額となったものであります。

11節は議会だよりの発行の印刷代、13節委託料は会議録作成の委託料、次ページであります。19節負担金につきましては市町村議会議長会への負担が主なものであります。なお、交付金につきましては政務調査費となるものであります。

続きまして2款1項1目一般管理費になります。

1節報酬は区長59名、産業医1名及び特別職給料等審議会委員10名の報酬となるもの、8節報償費は顧問弁護士委託のほか退職区長への記念品代等、9節旅費は各委員の費用弁償、特別職の旅費等でありまして、このほか職員研修の旅費に係るものであります。

11節需用費は官報や参考図書、新聞、コピー代のほか公用車の需要になるものであります。

12節役務費は通信運搬費及び公用車の保険料等であります。

13節委託料につきましては、県公平委員会事務委託、職員健康診断委託、区長配達業務委託等になるものであります。

14節使用料及び賃借料につきましては、現行法令のCD-ROMの使用

料及び有料道路通行料となるものであります。

18節の備品購入費は、防災訓練や消防団の火器演習など各種集会時に用います放送機材の購入に充てるものであります。

30ページになります。

19節の負担金につきましては黒川地域行政事務組合の管理運営分の負担金、宮城黒川地方町村会への負担金、研修負担金のほか6団体への負担金となるものでありますし、補助金につきましては大和町区長会への活動助成補助となるものであります。

22節の償還金につきましては権限移譲事務交付金の平成22年度実績による返還金予定となるものであります。

2目文書広報費は広報広聴費及び文書管理費等に要する予算計上となるものであります。

1節報酬は情報公開審査会、個人情報保護審査会委員5名に要する報酬、8節報償費は広報モニター20名に対する図書カード等、11節の印刷製本費は広報たいわ月平均28ページの8,700部発行に要する費用及び町例規集の花序等に要する費用となるものであります。

12節の通信運搬費は郵便後納料、宅配便及びファクシミリ等の通信料に係るものであります。

13節委託料は例規システムサーバー保守点検委託、14節は印刷機、町例規システム及びファックス機器の借上料となるものであります。

19節につきましてはふるさとCM制作チームへの助成等の計上となっております。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは31ページ3目財政管理費でございます。こちらは財政事務に要する経費の計上でございます。

8節報償費につきましては入札監視委員会5名で2回開催の予定でございます。

需用費につきましては図書コピー等の消耗品費、それから予算書、決算

時の事業の成果書の印刷経費を計上いたしております。

25節の積立金につきましてはおのこの所有しております基金の利子部分の積み立てを計上したものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長浅野雅勝君。

会計管理者兼会計課長（浅野雅勝君）

続きまして4目会計管理費でございます。

会計事務に要する経費でございます。11節需用費の主なものでございますけれども、消耗品としましてはコピー代、バインダー、伝票用紙等の購入費用、それから印刷費としましては決算書、請求書用紙、封筒3種、賞状用紙等の費用を計上してございます。

それから12節役務費でございますけれども、電話料金、口座取扱手数料、口座振替の回線の手数料でございます。

18節の備品購入費でございますけれども、硬貨選別機を1台購入しようとするものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

5目財産管理費のうち環境生活課所管につきましてご説明いたします。

吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要する経費について計上しております。

主なものでございますが、7節賃金につきましては吉田コミュニティセンター事務補助員、鶴巣防災センターの巡視員等の賃金でございます。

次のページをお願いいたします。

11節需用費は3施設の光熱水費のほか施設の小破修繕料を計上しております。

12節役務費は通信費及び施設の火災保険料、13節委託料につきましては吉岡コミセンの窓口業務、鶴巣防災センターの除草業務及び防火設備等の保守点検などの施設管理業務委託料でございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは恐れ入ります、31ページにお戻りをお願いいたします。

財政課部分につきましては右側を書いてございますが、下から三つでございます。公用車の管理費、普通財産の管理費、庁舎の管理費の計上でございます。

32ページをお願いいたします。

11節需用費の消耗品費につきましては公用車並びに庁舎関係の消耗品、燃料費につきましては財政課で管理をいたしております公用車、共用車14台分の燃料費、光熱水費につきましては庁舎の電気料並びに上下水道料の計上でございます。修繕費につきましては公用車、庁舎の修繕料を計上いたしております。

12節の役務費の通信運搬費につきましては役場全体の電話料、それから手数料につきましては車のリサイクル料ほかを計上しております。火災保険料につきましては庁舎等の火災保険料、自動車損害保険料につきましては公用車、共用車分の自賠責、任意保険の計上です。

13節委託料の部分につきましてはマイクロバスの運転業務をシルバー人材センターに委託しておりますが、そちらの部分。それから新公会計制度の作成を今行っているところですが、実際の運用に当たりましてそれらの詳細部分、不明な部分の支援、それから作成されました4表からお伝えする部分等の指導を受けるということでそちらの委託部分、児童館跡地、大平児童館、報恩時児童館の跡地の管理業務を地域にお願いしておりますのでその部分、庁舎関係各種施設の管理委託、町有地の刈り払い、あと役場敷地内の植栽剪定等についての経費を計上いたしております。使用料につきましては土地使用料につきましては旧庁舎近くでございます第2駐車場、

それから旧役場裏の駐車場部分、N T T施設の借上料部分について計上いたしております。車借上料につきましては町全体で保有しております公用車が相当の台数になってございますが、大分年限がたっておりまして12年保有12万キロ走行の車両が大分多くなってきておりますので、全額一気の更新という形ではなくて一部リースでの導入も含めまして検討いたしてございまして、3台分のリースの6カ月分について今回計上いたしております。テレビの聴取料につきましては役場庁舎内にあります15台分の聴取料、工事請負費につきましては国道4号線からの役場庁舎への案内看板等の設置について予定をいたしてございます。備品購入費につきましては庁舎の備品と、財産管理の関係でデジカメの購入予定でございます。機械器具費につきましては、相当の年限が経過して老朽化いたしております町保有のマイクロバスの更新と議長優先車の更新を予定いたしてございます。

19節につきましては記載の3団体への負担金、23節償還金利子及び割引料につきましては宮床財産区の基金運用といたしまして庁舎の用地取得の際、それからリサーチパークの代替地の取得の際の費用についておのおの定められた内容での元金の繰入部分を措置したものでございます。あわせまして利子部分につきましては当時取り交わしをいたしました協定の利率により残金額に乘じまして算出した経費でございます。

27節の公課費は自動車重量税で、今回車検が5台、購入車両が2台の計上を行っております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

6目企画費のうち環境生活課所管分につきましては町民バス運行事業に要する経費でございます。

主なものでございますが、11節需用費は消耗品費として町民バス夏用・冬用タイヤ購入費と、バス車検時等の車両修繕料を計上しております。

13節委託料には町民バス運行业務委託費の本年度分を計上いたしております。

14節車の借上料につきましてはバス車検時等の代車借上料でございます。
以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

次に、6目企画費のうち総務まちづくり課関係分について説明をいたします。

6目企画費につきましては、光ファイバー網保守業務やテレビ共同受信施設等に係ります企画管理費、防衛施設周辺整備対策費及び地域活性化事業費に要する費用計上であります。

12節の役務費のうち火災保険料につきましてはテレビ共同受信施設に係るものでありますし、13節委託料のうち光ファイバー網保守業務委託分として207万1,000円、共同受信施設の地デジ施設の変更申請業務委託分が57万8,000円となっているものであります。

14節の使用料のうち電柱借上料は電力柱309本、N T T電話柱928本に係る分としてのほかマンホールの共同収容施設の使用料及びN T T設備の施設使用料となるものであります。なお、光ファイバー網関係保守料と電柱・電話柱の借上料及び施設使用料と合わせました支出額は、光ファイバーケーブルの貸付料394万7,000円とで相殺されるものであります。

15節工事請負費につきましてはテレビ共同受信施設の添加線の移設工事に係るものであります。

19節につきましては、東北開発研究センターのほか11団体への負担金及びまちづくり活動推進会ほか3団体への活動助成となるものであります。

次に7目電子計算費は電算の管理運営に要する費用となるものであります。あわせまして説明資料の1ページの方をご参照いただきたいと思います。

11節につきましては電算機器等の消耗品等に係るものであります。

12節役務費はインターネット接続料、全出先機関、全学校データ通信光回線網の通信料となっております。

13節の委託料につきましては財務システム、人事給与システム、印鑑登

録システム、確定申告支援システム等機器の保守点検や基幹システムサーバー機器の保守料など電算機器およびソフトウェアの運用保守等及び委託に関する費用計上となっております。

次ページであります。

34ページであります。14節の使用料につきましては文書管理、情報共有、情報保護システムや財務会計、人事給与システム、期間サーバー、バックアップサーバー等の機械の借上料のほか住民基本台帳法の改正及び外国人登録法等の改正により外国人を現在の住民基本台帳に登載をしております日本人と同様の扱いとするため各種証明書等の発行を含め新たに住民情報システム業務の見直しを現在行っておりまして、平成23年7月以降分について計上をしておるものであります。

19節につきましては県市町村電子申請システムの共同利用負担等であります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして8目出張所費でございます。これにつきましてはもみじヶ丘出張所の管理運営に要する経費でございます。

主なものとしまして、12節役務費につきましては役場本庁舎とのファックス回線の通信通話料でございます。

13節につきましてはお金を管理しますレジスターの管理費でございます。

14節につきましてはテレビの聴取料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

9目交通対策費は交通安全対策に要する費用計上でございます。

1節及び9節は交通安全指導員に対します報酬及び費用弁償になるも

のであります。

11節需用費につきましては新入学児童用の黄色い帽子、交通安全啓発用の横断幕、チラシ、リーフレット等になるものであります。

12節は交通安全指導員への交通災害保険料が主なものであります。

19節は交通安全推進連絡協議会への負担となるものであります。

次に10目無線放送施設管理費であります。無線放送施設管理費につきましては庁内に設置しております固定形の防災無線放送用機器の管理に要する費用となっているものであります。

12節は黒川消防本部遠隔制御端末専用回線の使用料、13節委託料は無線放送施設の保守点検委託となるものでありますし、15節工事請負費は旧庁舎と上下水道課間の遠隔ケーブルの撤去に要する工事費となっているものであります。

19節は電波利用料となっているものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

次に11目女性行政推進事業費の主なものでございますが、1節報酬は男女共同参画推進審議会委員10名の報酬でございます。

7節は消費生活相談員の賃金、8節報償費は男女共同参画研修及び消費生活講座の講師への謝礼でございます。

9節は男女共同参画推進審議会委員の費用弁償、11節需用費は事務消耗品及び啓発用リーフレット等の印刷製本費でございます。

14節は消費生活講座研修会の際のバス借上料でございます。

次に、12目諸費中環境生活課所管分につきましては、一般管理費の482万1,000円のうち人権擁護関係の経費42万8,000円を計上いたしております。

主なものでございますが、8節報償費は人権啓発講師謝礼並びに人権作文、ポスターへの参加賞、11節需用費につきましては社明運動のシール、人権啓発用リーフレット、チラシの印刷代でございます。

次のページの19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台人権擁護協議会並びに黒川地区犯罪者予防更生協会負担金を計上いたしております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

では、35ページの諸費のうち一番上の財産区地域振興費が財政課の所管分でございますので、ご説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料並びに工事請負費につきましては宮床地区での駐車場施設整備に要する経費を計上いたしてございます。

19節の補助金の2段目、七ツ森観光協会から37ページの下から三つ目の大角生活センター改修費までが宮床・吉田・落合各財産区からの繰り入れを受けまして地域振興に要する経費として予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

続きまして、諸費のうち一般管理費に係る分及び表彰式に係る分につきましては総務まちづくり課関係分でございます。

35ページの方に戻っていただきますけれども、1節及び9節につきましては表彰審査委員会委員6名に係る報酬及び費用弁償になるものであります。

8節報償費は表彰式のアトラクションの謝礼と表彰者への記念品代等になっております。

次のページをお開きください。36ページです。

12節の保険料につきましては全国町村会総合賠償補償保険料となるものであります。

19節は県山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか4団体への負担金、補助金につきましては町防犯協会等へ、交付金につきましてはベルサンピアみやぎ泉への運営交付金となっております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

諸費の中で防犯対策費のうち都市建設課所管の防犯灯の維持管理及び経費に関する経費を計上いたしてございます。

11節の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯1,900灯の電気料及び修繕料でございます。

36ページでございますが、15節工事請負費につきましては今回県で創設されましたみやぎ環境税を活用しましたみやぎ環境交付金事業の市町村事業として防犯灯の更新事業を実施しようとするものでございます。既存の防犯灯を長寿命・省エネタイプに切りかえようとするものでございまして116灯を予定いたしてございます。その他防犯灯の新設46灯分を予定してございます。これも省エネ・長寿命タイプを新設したいというふうに思っております。LEDの防犯等も含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

同じく諸費の中に自衛官募集事務費としまして7万9,000円ほどが組み込まれております。この内訳につきましては9節旅費の費用弁償1万3,000円、これにつきましては自衛隊の父兄会の研修会に要する費用でございます。

同じく11節の消耗品の中に3万6,000円ほど。

次のページでございます。

補助金でございまして37ページ分でございますけれども、町自衛隊父兄会の補助金3万円でございます。

以上が組み込まれております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君君。

税務課長 (伊藤眞也君)

次に2款2項徴税费についてご説明いたします。

1目税務総務費につきましては課税事務の電算処理システムの維持管理経費及び税務一般に要する経費を計上しております。

主なものでありますが、1節報酬及び9節旅費につきましては固定資産評価審査委員会開催に要します委員3名分の報酬及び費用弁償であります。

11節需用費は参考図書追録代、コピー代、事務消耗品代のほか納税通知書用窓あき封筒等の印刷代であります。

13節委託料につきましては確定申告支援システム、町県民税、固定資産税、軽自動車税等の課税システム、徴税収納システム、税務証明システム等の年間保守業務委託に係る経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金でございますが、負担金は仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター、宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては大和町納税貯蓄組合連合会、38ページになりますが仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴收费でございます。住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税関係事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上いたしております。

主なものでございますが、4節共済費及び7節賃金につきましては給与支払報告書の整理、申告相談関係の事務補助員及び収納に係る事務嘱託員の賃金及び社会保険料であります。

8節報償費は納税貯蓄組合77組合に対する完納報奨金の見込額を計上しております。

11節需用費は住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書及び徴収事務に係る督促・催告状の印刷代並びに徴収用自動車の燃料代等に要する経費でございます。

12節役務費につきましては還付通知用のはがき代や口座振替手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料等に要する経費でございます。

13節委託料につきましては法人町民税システム、家屋評価システムの保守業務、土地分筆・合筆等の移動修正業務、不動産鑑定業務委託等のほか平成24年度評価がえに向けての業務委託料を計上しております。

14節使用料及び賃借料であります。滞納管理システムのリース料、公的年金からの特別徴収に係るシステム借上料並びに地方税電子申告支援サービス利用料等を計上しております。

19節負担金補助及び交付金につきましては地方税電子化協議会等に対する負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては個人町民税、法人町民税、固定資産税等税額の修正、更正に係る過年度還付金及び還付加算金を計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして39ページでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。これにつきましては町民課の窓口におきます各種諸証明手続等に要する経費でございます。

主なものとしましては、11節につきましては各種証明申請書、コピー代等の印刷代でございます。

13節委託料につきましては戸籍総合システムの保守点検委託料でございます。

14節につきましては戸籍住民ネットの機械借上料でございます。

19節につきましては県戸籍事務協議会並びに外国人登録事務協議会へのそれぞれの負担金でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

続きまして4項1目の選挙管理委員会費の1節及び9節につきましては選挙管理委員会委員4名に係ります報酬及び費用弁償であります。

次の40ページをお願いいたします。

2目の選挙啓発費のうち8節報償費は明るい選挙啓発ポスターコンクールの際の記念品代等となっております。

3目県議会議員選挙執行費は平成23年4月28日任期満了になります県議会議員の選挙執行に要する部分でありまして、23年度分の費用を計上したものでございます。選挙につきましては4月1日告示の4月10日が投票日となるものであります。

4目農業委員会費一般選挙執行費につきましては平成23年7月19日任期満了になります選挙選出委員10名に要します選挙の執行費用となるものであります。

5目吉田土地改良区総代選挙執行費につきましては平成23年9月3日に任期満了となります吉田土地改良区総代選挙執行費になるものでありまして、9選挙区、総代数は30名となるものであります。

6目につきましては平成23年10月8日に任期満了となります大和町長選挙執行費用になるものであります。さきの大和町選挙管理委員会により選挙の投票日が決定され、平成23年9月27日告示、10月2日が投票日となるものであります。

7目につきましては平成24年3月31日任期満了になります大和町議会議員選挙執行費になるものであります。

42ページの方をお願い申し上げます。

5項1目統計調査費になります。平成23年度におきます指定統計調査につきましては、24年2月1日基準日の経済センサス調査が当たるものであります。

1節及び9節につきましては経済センサス調査員20名の報酬及び費用弁償、19節につきましては県統計協会への負担金及び町統計調査員協議会への活動助成となるものであります。

次に6項1目監査委員費であります。監査委員費につきましては監査委員2名、職員1名によります年間の監査に要する経費を計上しております。監査につきましては月例出納検査、随時監査、定期監査、決算審査、財政

援助団体等への監査を予定しております、これら監査に要する年間の経費等について計上したものであります。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

次に3款の民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費でございますが、社会福祉協議会、国保特別会計、民生委員協議会などに係ります事務事業費でございます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

1節につきましては民生委員推薦会委員の委員報酬でございます。

7節でございますが、セラピー広場管理作業員賃金、それから虐待、生活相談、DVなどの相談受理、支援を行う専門員として生活家庭相談員を配置するための嘱託員賃金でございます。

8節は民生委員推薦準備会委員の謝礼でございます。

9節は民生委員推薦会委員の費用弁償と研修会旅費でございます。

11節は事務用品、公用車に係る燃料費、車検整備費用、セラピー広場電気料等でございます。

12節でございますが、電話料、公用車の保険料等でございます。

14節でございますが、福祉道路の民地分の土地借上料でございます。

19節でございますが、社会福祉協議会の運営、ボランティアセンター運営、生活相談所弁護士相談事業に対する社会福祉協議会への補助。相談事業につきましては生活相談時に弁護士相談を行うものでございます。ほかに民生委員協議会、遺族会への運営補助であります。

20節扶助費であります。火災等の災害及び浮浪者等への一時扶助であります。

25節は長寿社会対策基金への積み立て、27節であります。公用車の自動車重量税等あります。

28節であります。国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出しでありまして、職員人件費分、国保税軽減分、出産育児一時金など町負担分であり

ます。

2目の老人福祉費でございます。介護保険特別会計、となりぐみ生き生きサロン、シルバー人材センター支援、在宅老人対策、敬老事業、老人保護措置費などに要する費用の計上でございます。

8節であります。敬老会アトラクション、新規敬老者等記念品に係る経費であります。

11節は敬老会開催に伴うもの、12節介護給付費審査支払手数料、13節であります。シルバー人材センターで高齢者就業機会創出事業として就業先開拓や広報活動を行うものであります。それから寝具乾燥消毒サービスなどの高齢者生活支援事業の業務委託料でございます。

19節の負担金ですが、黒川行政事務組合については老人ホーム入所判定委員会経費、低所得者利用者負担対策事業は特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人が実施する利用者負担軽減事業に対する公費負担分。補助金であります。地域福祉活性化事業といたしまして生き生きサロン52地区の実施分、シルバー人材センターへの活動支援、町老人クラブ、老人クラブ連合会への助成。

20節であります。80歳以上の方への敬老祝金、100歳の方8名に対する特別敬老祝金、介護用品購入助成、養護老人ホームの措置費で5名分に係る費用であります。

28節については介護保険特別会計への法定負担分と、それから職員人件費分を繰り出すものであります。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして46ページをお願いいたします。

3目国民年金費でございます。国民年金の事務に要する経費でございます。国からの委託事務でございます。

主なものとしまして人件費以外に、11節につきましては啓発用のチラシ代、12節につきましては切手代等、19節につきましては日本国民年金協会への負担金でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

4目の障害者福祉費でございます。障害者自立支援法に基づく身体・知的・精神の3障害者への給付や生活支援などに係るものであります。

7節の賃金であります。精神相談に係る保健師分、障害程度区分認定調査の看護師に係る賃金でございます。

8節は身体障害者・知的障害者相談員の謝礼及び心の健康づくり研修会等の講師謝礼などでございます。

11節は事務用品や参考図書代、12節であります。主なものといたしましては主治医意見書作成手数料、国保連への介護給付費請求審査支払手数料などでございます。

13節は相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業と、4月から精神障害者小規模作業所から地域活動支援センターへ移行を開始する運営事業、それから24年度から始まります第3期障害福祉計画の改定のための業務委託料などでございます。

14節は障害福祉サービスシステム借上料でございます。

19節は負担金でございます。黒川行政事務組合へ障害者自立支援審査会の負担、知的障害児通園施設利用につきましては大崎広域ほなみ園利用者負担分であります。身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会への運営補助、通所特別処遇加算費及び通所サービス利用促進事業費、事務処理安定化支援事業につきましては知的障害者通所施設の職員の加配、送迎費用に対する補助でございます。自動車運転免許取得等助成事業ですが、障害者の方が車を改造する場合や自動車免許を取得する場合の助成でございます。

20節であります。障害者への日常生活用具、更生医療、舗装具、更生訓練等に必要な給付を行う扶助であります。生涯福祉サービス費であります。居宅介護、ショートステイ、就労継続支援、グループホーム、施設入所・通所及び児童デイサービス等各種障害福祉サービスの利用に係る扶助であります。

5目ひだまりの丘管理費であります。保健福祉総合センターの管理運営に係る経費であります。

11節はセンターの維持管理に要する燃料費、光熱水費及び小破修繕費用であります。

12節は電話料、浴場水質検査料、火災保険料などがございます。

13節であります。福祉公園の除草剤散布などの管理、総合窓口案内、公衆浴場管理、機器設備保守点検などの施設管理業務委託料などではありません。

14節はテレビ受信料であります。

次のページになりますが、19節は各協議会に対する負担金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

つづきまして6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節の負担金につきましては宮城県後期高齢者医療広域連合会への市町村からの共通経費負担金と医療給付費の負担金でございます。

28節につきましては本町の後期高齢者医療特別会計への法定ルール内の繰出金でございます。

続きまして2項1目児童福祉総務費でございます。これにつきましては子ども手当の事務、乳幼児医療費事務、心身障害者医療費の助成、児童遊園の管理、次世代育成支援等に要する経費でございます。

主なものとしまして、7節につきましては児童遊園の除草等の作業賃金と心身障害者医療事務の補助賃金でございます。

8節につきましては町虐待防止協議会の委員謝礼、言葉の教室講師謝金等でございます。

13節につきましては乳幼児医療費の審査及び支払事務委託及び子ども手当の事務委託料でございます。

19節につきましては負担金としまして仙台地区青少年育成市町村民会議、青少年のための県民会議、補助金としまして子育て支援サークルサポート補助、すこやかな子どもをはぐくむ町民会議への補助でございます。

20節の扶助費につきましては乳幼児の医療費、心身障害者医療費の助成でございます。

2目児童措置費でございます。児童措置費につきましては子ども手当支給費、ゼロ歳から15歳までの本町約3,500人の12カ月分の給付費と、それから新生児出生記念祝詞代でございます。

20節の扶助費につきましては子ども手当の給付費でございます。

3目母子福祉費でございます。これにつきましては母子家庭・父子家庭の医療費の助成に要する経費でございます。

19節の補助金としましては大和町母子福祉会への補助金、20節の扶助費につきましては母子家庭・父子家庭への医療費の助成費でございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 (瀬戸善春君)

50ページでございます。

4目の保育所費でございます。大和町保育所、もみじヶ丘保育所の管理運営と、認可保育所であります民設民営なのはな保育園の運営委託及び特別延長保育に係る経費でございます。

1節は保育所の嘱託医の小児科、歯科医師の報酬であります。

7節は保育士、調理員、用務員など臨時職員に係る賃金でございます。

8節は入退所児童に対する記念品、運動会の賞品などあります。

9節は保育士の研修費旅費です。

11節であります、教材等の消耗品費、燃料費、光熱水費及び小破修繕費、給食の賄い材料代などあります。

51ページの役務費であります、電話料、細菌検査やエアコン等のクリーニング代、火災保険料などございます。

13節であります、菜の花保育園の運営委託、公立保育所に係る保育士派遣業務と清掃業務、除草作業、消防設備保守点検及び警備業務の委託料でございます。

14節は印刷機の借り上げ、遠足時のバス借上料などあります。

18節はもみじヶ丘保育所で使用するお散歩カー、保湿器等の備品購入費であります。

19節であります。負担金につきましては各種協議会及び研修会等に係る負担金。補助金であります。低年齢児保育施設助成事業につきましては一定基準を満たす無認可保育施設に対し4歳未満児の児童に対し運営経費の一部を助成するものであります。一時預かり事業及び保育対策等促進事業につきましては一時預かり及び延長保育事業に係る運営経費の一部をなのはな保育園に対し助成するものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

5目児童館費でございます。児童館費につきましては6児童館の運営と放課後対策としての児童クラブに要する経費について計上いたしております。

1節につきましては6児童館の児童館運営協議会委員の報酬であります。年2回ほど開催を予定しております。

52ページになります。

7節の主なものといたしましては宮床、もみじヶ丘児童館の用務員、6児童館の嘱託児童厚生員及び児童学習支援員の賃金、8節につきましては各児童館の特別開館等における講師謝金、9節につきましては児童館運営協議会委員の費用弁償等でございます。

11節需用費の主なものといたしまして、消耗品費につきましては児童クラブ用消耗品、修繕費につきましては各児童館の小破修繕などあります。

12節の役務費の主なものといたしましては、通信運搬費としては電話料、切手代とうでございます。保険料につきましては施設利用者を対象とした傷害保険と施設賠償責任保険料であります。

13節委託料につきましては清掃等業務委託、消防設備点検業務委託料でございます。

14節につきましては遠足等の児童館行事にかかわる車借上料でございます。

18節につきましては吉田・宮床児童館においてそれぞれ掃除機を購入するものでございます。

19節負担金につきましては県児童館連絡協議会ほか1団体への負担金、補助金につきましては児童館母親クラブ4クラブに対する助成でございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 (瀬戸善春君)

4款衛生費1項1目の保健衛生総務費であります。母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善・健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合に対する負担金、水道事業への出資繰出、合併処理浄化槽会計に対する事業等の内容でございます。

1節食育推進会議の委員11名分の報酬であります。

7節につきましては乳幼児健康診査、子育て相談訪問指導などに係る保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、助産師に係る賃金でございます。

8節は保険推進員、母子保健推進員への報償費、検診時の医師謝礼及び健康たいわ21推進や献血の際の記念品に係る費用であります。

9節は食育推進員費用弁償、保健師研修旅費などでございます。

54ページをお願いいたします。

11節の消耗品につきましては健康づくり推進等の事務用品代、図書購入のほか検診時等の消耗品、印刷製本費につきましては子育て情報誌、母子健康手帳に係る費用であります。

12節はクリーニング代、公用車の損害保険料等であります。

13節は休日在宅当番医事業及び妊婦・乳児健康診査に係る委託料でございます。

14節は保険推進員、生活改善推進員及びふれあい教室での研修バス借上料であります。

19節負担金であります。黒川行政事務組合へは病院事業分と火葬場に係る費用負担、黒川地区地域医療対策委員会ほかにつきましては昨年同様の各種協議会への負担金であります。補助金であります。保健推進委員会、食生活改善推進委員会への助成、里帰り妊婦健康診査への助成であり

ます。

24節であります。上水道の広域化対策事業及び簡易水道事業につきまして水道事業への出資金でございます。

28節につきましては合併処理浄化槽の建設分と管理分の一部として戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出し、水道事業会計については高料金対策及び簡易水道補助分として繰り出すものであります。

次に2目の予防費であります。感染症予防、予防接種、健康診査、各種がん検診のほか健康教育、健康相談等に要する費用の計上であります。

7節につきましては予防接種、各種検診、健康相談時における保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、臨時事務補助員などの賃金であります。

8節は予防接種における医師謝礼、11節であります。印刷製本費につきましては各種検診等の申込通知書等の印刷代、医薬剤料等につきましては新型等インフルエンザ対策用品、ポリオワクチン等の購入費用であります。

12節各種検診の受信結果通知の通信費用であります。

13節につきましては各個別予防接種、健康増進法に基づく検診、各種がん検診などに係る委託料であります。

以上であります。

議長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

3目環境衛生費につきましては環境衛生総務費から環境計画推進費並びに環境マネジメントシステム事務推進費、公害対策費、有害鳥獣対策費、狂犬病予防費に要する経費を計上いたしてございます。

1節報酬につきましては環境審議会委員8名の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

8節報償費につきましては各地区の環境美化推進員60名の謝金、犬のしつけ方教室講師謝金及び環境ポスターコンクール出展者への記念品代でございます。

11節の消耗品費につきましては防疫薬剤購入のほか事務消耗品代ござ

います。印刷製本費につきましてはごみ分別・減量等の啓発チラシ及び狂犬病予防注射周知用はがき印刷代、修繕料は消毒機械の修繕料でございます。

12節役務費につきましては通信費、公用車損害保険料、13節委託料につきましては不法投棄防止対策事業業務委託、エコファクトリーの水質検査委託、機密文書ミックスペーパーのリサイクル処理業務委託、そのほか河川水質検査委託業務及び狂犬病予防集合注射業務委託料等でございます。

次に18節備品購入費につきましては防疫薬剤散布機械の購入費、19節の主なものとしては前年同様の町有害鳥獣被害対策協議会負担金及び町環境衛生組合連合会等への補助金でございます。

次に2項1目廃棄物処理費につきましては一般廃棄物処理費及び宮床山田ごみ埋立地の維持管理に要する経費でございます。

主なものでございますが、1節報酬につきましては廃棄物減量等推進審議会時のもの、8節報償費につきましては資源回収団体に対する資源回収奨励金でございます。

11節需用費の印刷製本費につきましては廃棄物搬入許可申請書等の印刷代でございます。

13節委託料につきましては一般廃棄物収集運搬業務委託及び宮床山田埋立場の除草業務委託料でございます。

19節負担金につきましてはし尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金、補助金につきましてはクリーンステーション整備等助成金及び生ごみ処理機等購入助成金でございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

本日はここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

午後3時12分 延 会